

平成30年度北海道交通安全実施計画新旧対照表

資料1-2

【表紙～目次】

平成30年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="548 574 761 614">平成<u>30</u>年度</p> <p data-bbox="403 821 884 861">北海道交通安全実施計画（案）</p> <p data-bbox="459 1141 840 1181">北海道交通安全対策会議</p>	<p data-bbox="1467 574 1680 614">平成<u>29</u>年度</p> <p data-bbox="1377 821 1780 861">北海道交通安全実施計画</p> <p data-bbox="1388 1141 1769 1181">北海道交通安全対策会議</p>

平成30年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="548 193 761 220">はじめに</p> <p data-bbox="203 277 1106 464">この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項に基づき、第 10 次北海道交通安全計画（平成 28 年 7 月 北海道交通安全対策会議）<u>を着実に推進するため</u>、陸上交通の安全に関し、国及び道等の行政機関並びに公共交通の事業者が平成 <u>30</u> 年度に講ずべき施策等について、定めたものです。</p> <p data-bbox="528 842 721 874">(目次 省略)</p>	<p data-bbox="1473 193 1686 220">はじめに</p> <p data-bbox="1126 277 2029 464">この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の<u>規定により</u>、第 10 次北海道交通安全計画（平成 28 年 7 月 北海道交通安全対策会議）<u>に基づき</u>、陸上交通の安全に関し、国及び道等の行政機関並びに公共交通の事業者が平成 <u>29</u> 年度に講ずべき施策等について、定めたものです。</p> <p data-bbox="1397 823 1590 855">(目次 省略)</p>

【本文】

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>第 1 章 道路交通の安全</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>[北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学路等における交通安全の確保 歩道未設置区間の通学路において歩道の新設を行う。 実施箇所：国道238号…枝幸町山白ほか</li> <li>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 歩道の横断勾配の緩和及び路面段差の改善、視覚障害者誘導ブロックの設置によるバリアフリー化を行う。 実施箇所：国道12号…札幌市中央区北1条ほか</li> </ul> <p>[北海道（建設部土木局道路課・まちづくり都市環境課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活道路における交通安全対策の推進 死傷事故発生割合が高い生活道路における歩行者および自転車利用者にかかる交通事故が多発する地区について、公安委員会により実施される交通規制および交通管制と連携して、総合的な事故防止対策を推進する。</li> <li>○ 通学路等における交通安全の確保 高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組みを支援するとともに、関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。 一般道道…大野上磯線ほか</li> <li>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 高齢者、障がい者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、病院等の周辺を中心に平坦で幅の広い歩</li> </ul>	<p>第 1 章 道路交通の安全</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>[北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学路等における交通安全の確保 歩道未設置区間の通学路において歩道の新設を行う。 実施箇所：国道 238 号…枝幸町山白ほか</li> <li>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 歩道の横断勾配の緩和及び路面段差の改善、視覚障害者誘導ブロックの設置によるバリアフリー化を行う。 実施箇所：国道 12 号…札幌市中央区北 1 条ほか</li> </ul> <p>[北海道（建設部土木局道路課・まちづくり都市環境課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活道路における交通安全対策の推進 死傷事故発生割合が高い生活道路における歩行者および自転車利用者にかかる交通事故が多発する地区について、公安委員会により実施される交通規制および交通管制と連携して、総合的な事故防止対策を推進する。</li> <li>○ 通学路等における交通安全の確保 高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組みを支援するとともに、関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。 主要道道…大野上磯線ほか</li> <li>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 高齢者、障がい者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、病院等の周辺を中心に平坦で幅の広い歩道</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>道整備を推進</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3・4・109 駅前通（白老駅前広場）ほか</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]</p> <p>○ 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p><u>歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、「ゾーン30」を整備するほか、見やすく分かりやすい高輝度の道路標識・道路標示の整備</u>や信号灯器のLED化等の安全対策を推進する。</p> <p>また、外周幹線道路を中心に信号機の高度化、光ビーコン、交通情報板によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を推進する。</p> <p>※（脚注）ゾーン 30：市街地等の生活道路において、歩行者・<u>自転車の安全を確保するため、通過交通を抑制するため、最高速度 30 k m/h の区域規制</u>を実施する安全対策</p> <p>○ 通学路等における交通安全の確保</p> <p>道路交通実態に応じ、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。</p> <p>また、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、押しボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備等を推進する。</p> <p>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>高齢者、障がい者等の通行と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。</p> <p>横断歩道、バス停留所付近の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者・障がい者等の安全に資する歩行空間等として整備した歩道や視覚障がい者用誘導ブロック上等の駐車違反についても、積極的な取締りをする。</p>	<p>整備を推進する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3・4・7(都市計画における街路番号) 鈴蘭通（駅前広場）ほか</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]</p> <p>○ 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p><u>歩行者等の通行を優先し、通過交通を抑制するため、「ゾーン30」を整備のほか、生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、道路標識・道路標示の高輝度化</u>や信号灯器のLED化等の安全対策を推進する。</p> <p>また、外周幹線道路を中心に信号機の高度化、光ビーコン、交通情報板によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を推進する。</p> <p>※（脚注）ゾーン 30：市街地等の生活道路において、歩行者等の<u>通行を優先し、通過交通を抑制するため、最高速度 30 k m/h の区域規制</u>を実施する安全対策</p> <p>○ 通学路等における交通安全の確保</p> <p>道路交通実態に応じ、<u>警察</u>、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。</p> <p>また、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、押しボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備等を推進する。</p> <p>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>高齢者、障がい者等の通行と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。</p> <p>横断歩道、バス停留所付近の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者・障がい者等の安全に資する歩行空間等として整備した歩道や視覚障がい者用誘導ブロック上等の駐車違反についても、積極的な取締りをする。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[札幌市（建設局土木部業務課・道路課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゾーン30の整備  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">もみじ台地区ほか</div> </li> <li>○ 通学路等の歩道整備  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市道…西野神社前線ほか</div> </li> <li>○ 高齢者・障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー化）の促進  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主要道道…札幌環状線ほか</div> </li> </ul> <p>(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化  [NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</li> </ul> <p>(3) 幹線道路における交通安全対策の推進  [北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進  交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大限の効果を獲得できるよう、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</li> <li>○ 事故危険箇所対策の推進  特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施箇所 国道38号…上川郡清水町御影（道道忠別清水線交差点改良）ほか</div> </li> </ul>	<p>[札幌市（建設局土木部業務課・道路課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゾーン30の整備  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二十四軒地区ほか</div> </li> <li>○ 通学路等の歩道整備  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市道…東月寒1号線ほか</div> </li> <li>○ 高齢者・障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー化）の促進  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主要道道…札幌環状線ほか</div> </li> </ul> <p>(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化  [NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</li> </ul> <p>(3) 幹線道路における交通安全対策の推進  [北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進  交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大限の効果を獲得できるよう、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</li> <li>○ 事故危険箇所対策の推進  特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施箇所 国道38号…上川郡清水町御影（道道忠別清水線交差点改良）ほか</div> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度				
<p>○ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。</p> <p>○ 適切に機能分担された道路網の整備 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 《 表 1 》</p> <p>○ 改築等による交通事故対策の推進 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、既存道路の拡幅、バイパス等の整備を推進する。 《 表 2 》</p> <p>[北海道（建設部土木局道路課・まちづくり都市環境課）]</p> <p>○ 交通事故対策マネジメントの推進 事故の危険性が高い特定の区間において、事故要因に即した効果の高い対策を実施し、その効果を検証して次の対策に活かすなど、マネジメントサイクルを導入することにより、効率的・効果的な対策実施に努める</p> <p>○ 事故危険箇所対策の推進 特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="302 1289 1104 1331"> <tr> <td>実施箇所</td> <td>一般道道…<u>島松千歳線</u>ほか</td> </tr> </table>	実施箇所	一般道道… <u>島松千歳線</u> ほか	<p>○ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。</p> <p>○ 適切に機能分担された道路網の整備 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 《 表 1 》</p> <p>○ 改築等による交通事故対策の推進 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、既存道路の拡幅、バイパス等の整備を推進する。 《 表 2 》</p> <p>[北海道（建設部土木局道路課・まちづくり都市環境課）]</p> <p>○ 交通事故対策マネジメントの推進 事故の危険性が高い特定の区間において、事故要因に即した効果の高い対策を実施し、その効果を検証して次の対策に活かすなど、マネジメントサイクルを導入することにより、効率的・効果的な対策実施に努める</p> <p>○ 事故危険箇所対策の推進 特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1289 2029 1331"> <tr> <td>実施箇所</td> <td>一般道道…<u>直別共栄線</u>ほか</td> </tr> </table>	実施箇所	一般道道… <u>直別共栄線</u> ほか
実施箇所	一般道道… <u>島松千歳線</u> ほか				
実施箇所	一般道道… <u>直別共栄線</u> ほか				

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因に関係機関と調査し、同様の事故の再発防止を図る</p> <p>○ 適切に機能分担された道路網の整備 基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至る道路ネットワーク機能が適切に分担されるよう、道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。 《 表 3 》</p> <p>○ 改築等による交通事故対策の推進 交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築事業等による交通事故対策を推進する。 《 表 4 》</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、高速道路交通警察隊）]</p> <p>○ 事故危険箇所対策の推進 事故の態様、交通量、地域住民等の意見を踏まえ、<u>道路管理者と連携</u>して集中的な事故抑止対策を実施する。</p> <p>○ 幹線道路における交通規制 <u>一般道路</u>については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の<u>実態</u>等を勘案しつつ、速度規制等について見直しを行い、その適正化を図る。 また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」（平成 25 年 12 月 同在り方に関する懇談会。以下「提言」という。）を踏まえ、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況、実勢速度、運転者等の意</p>	<p>○ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因に関係機関と調査し、同様の事故の再発防止を図る</p> <p>○ 適切に機能分担された道路網の整備 基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至る道路ネットワーク機能が適切に分担されるよう、道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。 《 表 3 》</p> <p>○ 改築等による交通事故対策の推進 交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築事業等による交通事故対策を推進する。 《 表 4 》</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、高速道路交通警察隊）]</p> <p>○ 事故危険箇所対策の推進 事故の態様、交通量、地域住民等の意見を踏まえ、<u>公安委員会と道路管理者</u>が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。</p> <p>○ 幹線道路における交通規制 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の<u>状況</u>等を勘案しつつ、速度規制等について見直しを行い、その適正化を図る。 また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」（平成 25 年 12 月 同在り方に関する懇談会。以下「提言」という。）を踏まえ、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況、実勢速度、運転者等の意</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>見・要望等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。</p> <p>交通事故、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。</p> <p>○ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。</p> <p>○ 高速自動車国道等における事故防止対策等の推進 渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進する。また、ヘリコプターによる救助・救急活動を安全かつ円滑に行うため、関係機関と連携し支援する。</p> <p>○ 交通安全施設等の高度化 交通実態に応じて、複数の信号機を面的、線的に連動させる等の信号制御の改良を推進するとともに、視認性の向上に資する信号灯器の LED 化を推進する。 また、道路の構造、交通の状況に応じた交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等を推進する。</p> <p>[札幌市（建設局土木部道路課）]</p> <p>○ 事故危険箇所の対策 主要市道…羊ヶ丘線ほか</p> <p>○ 環状、バイパス道路の整備 環状通、屯田・茨戸通ほか</p> <p>○ 道路改築 興産社大野地線ほか</p>	<p>見・要望等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。</p> <p>交通事故発生時、天候不良等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。</p> <p>○ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。</p> <p>○ 高速自動車国道等における事故防止対策等の推進 渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進する。また、ヘリコプターによる救助・救急活動を安全かつ円滑に行うため、関係機関と連携し支援する。</p> <p>○ 交通安全施設等の高度化 交通実態に応じて、複数の信号機を面的、線的に連動させる等の信号制御の改良を推進するとともに、視認性の向上に資する信号灯器の LED 化を推進する。 道路の構造、交通の状況に応じた交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等を推進する。</p> <p>[札幌市（建設局土木部道路課）]</p> <p>○ 事故危険箇所の対策 主要市道…羊ヶ丘線ほか</p> <p>○ 環状、バイパス道路の整備 環状通、屯田・茨戸通ほか</p> <p>○ 道路改築 興産社大野地線ほか</p>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切に機能分担された道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう、高速自動車国道の整備を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。</li> <li>安全で円滑な自動車交通を確保するため、自発光式視線誘導標、高機能舗装の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない二車線区間(暫定供用区間)については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、分離対策の強化を図るほか、逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備、野生動物の侵入防止を図る。</li> <li>さらに、交通障害等の発生時においては、道路交通情報センターや報道機関、道路情報板等による道路利用者へのリアルタイムな情報提供を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 交通安全施設等の整備事業の推進（北海道開発局、札幌市、建設部道路課）</p> <p>[平成 30 年度交通安全施設等整備事業 【道路管理者分】]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一種事業：道路本体を改良して交通安全を図る事業（歩道設置，交差点改良，視距改良，路肩改良，段差解消等）</li> <li>二種事業：道路付属物等を設置し交通安全を図る事業（道路照明灯，防護柵，道路反射鏡，区画線，道路標識等）</li> </ul> <p style="text-align: center;">《 表 5 》</p>	<p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切に機能分担された道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう、高速自動車国道の整備を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。</li> <li>安全で円滑な自動車交通を確保するため、自発光式視線誘導標、高機能舗装の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない二車線区間(暫定供用区間)については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、分離対策の強化を図るほか、逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備、野生動物の侵入防止を図る。</li> <li>さらに、交通障害等の発生時においては、道路交通情報センターや報道機関、道路情報板等による道路利用者へのリアルタイムな情報提供を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 交通安全施設等の整備事業の推進（北海道開発局、札幌市、建設部道路課）</p> <p>[平成 29 年度交通安全施設等整備事業 【道路管理者分】]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一種事業：道路本体を改良して交通安全を図る事業（歩道設置，交差点改良，視距改良，路肩改良，段差解消等）</li> <li>二種事業：道路付属物等を設置し交通安全を図る事業（道路照明灯，防護柵，道路反射鏡，区画線，道路標識等）</li> </ul> <p style="text-align: center;">《 表 5 》</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全施設等の戦略的維持管理 「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化等を推進する。</li>   <li>○ <u>生活道路対策の推進</u> 生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」の整備等、面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢化社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。</li>   <li>○ 幹線道路対策の推進 事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良等の対策を実施する。</li>   <li>○ 交通円滑化対策の推進 交通安全に資するため、道路整備事業と連動した信号機の改良等を推進するほか、駐車対策を実施することにより交通容量の拡大を図り、交通の円滑化対策を計画的に推進する。</li>   <li>○ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。 具体的には、信号機の集中制御化等の信号制御の改良を図るほか、情報通信技術等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。</li> </ul>	<p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全施設等の戦略的維持管理 「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化等を推進する。</li>   <li>○ <u>歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</u> 生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」の整備による面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢化社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。</li>   <li>○ 幹線道路対策の推進 事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良等の対策を実施する。</li>   <li>○ 交通円滑化対策の推進 交通安全に資するため、道路整備事業と連動した信号機の改良等を推進するほか、駐車対策を実施することにより交通容量の拡大を図り、交通の円滑化対策<u>事業</u>を計画的に推進する。</li>   <li>○ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。 具体的には、信号機の集中制御化等の信号制御の改良を図るほか、情報通信技術等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識 BOX」、「信号機 BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 歩行者空間のバリアフリー化 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <p>○ 歩道の横断勾配の緩和及び路面段差の改善、視覚障害者誘導ブロックの設置によるバリアフリー化を行う。</p> <p>[北海道 (建設部土木局道路課・まちづくり局都市環境課)]</p> <p>○ 高齢者や障がい者等を含めてすべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。</p> <p>[札幌市 (建設局土木部道路課)]</p> <p>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(再掲) 主要道道…札幌環状線ほか</p> <p>(6) 無電柱化の推進 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <p>○ 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計</p>	<p>○ 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識 BOX」、「信号機 BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。</p> <p>○ <u>連絡会議等の活用</u></p> <p><u>警察と道路管理者が設置している「北海道道路交通管理協議会」を活用し、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</u></p> <p>(5) 歩行者空間のバリアフリー化 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <p>○ 歩道の横断勾配の緩和及び路面段差の改善、視覚障害者誘導ブロックの設置によるバリアフリー化を行う。</p> <p>[北海道 (建設部土木局道路課・まちづくり局都市環境課)]</p> <p>○ 高齢者や障がい者等を含めてすべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。</p> <p>[札幌市 (建設局土木部道路課)]</p> <p>○ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(再掲) 主要道道…札幌環状線ほか</p> <p>(6) 無電柱化の推進 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <p>○ 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>画を地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するなど、本格的な無電柱化を推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 6 》</p> <p><b>[北海道（建設部土木局道路課・建設部まちづくり局都市環境課）]</b></p> <p>○ 安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上や情報通信ネットワークの信頼性の向上、良好な景観の形成や観光振興の観点から、<u>本道における無電柱化推進計画を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するなどの無電柱化を推進する。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 7 》</p> <p><b>[札幌市（建設局土木部業務課）]</b></p> <p>○ 安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の振興、地域活性化等に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 8 》</p> <p><b>(7) 効果的な交通規制の推進</b></p> <p><b>[北海道警察（交通部交通規制課）]</b></p> <p>○ 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。</p> <p>速度規制については、提言を踏まえ、最高速度規制が交通実態にあった合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進める。</p> <p>駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善</p>	<p>画を地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するなど、本格的な無電柱化を推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 6 》</p> <p><b>[北海道（建設部まちづくり局都市環境課）]</b></p> <p>○ 安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上や情報通信ネットワークの信頼性の向上、良好な景観の形成や観光振興の観点から、<u>新たな無電柱化計画を地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するなどの無電柱化を推進する。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 7 》</p> <p><b>[札幌市（建設局土木部業務課）]</b></p> <p>○ 安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の振興、地域活性化等に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 8 》</p> <p><b>(7) 効果的な交通規制の推進</b></p> <p><b>[北海道警察（交通部交通規制課）]</b></p> <p>○ 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。</p> <p>速度規制については、提言を踏まえ、最高速度規制が交通実態にあった合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進める。</p> <p>駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。</p> <p>更に、公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。</p> <p>(8) 自転車利用環境の総合的整備 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で快適な自転車利用環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (平成 28 年 7 月、国土交通省・警察庁) に基づき、自転車道及び暫定形態による車道混在 (矢羽根型路面表示等) の整備を推進する。</li> </ul> </li> </ul> <p>[北海道 (建設部土木局道路課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で快適な自転車利用環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (平成 28 年 7 月改定、国土交通省・警察庁) を踏まえ、自転車利用者および歩行者の安全を確保するため、市町村や関係機関と連携し、歩行者自転車専用道や暫定形態による車道混在などの整備を推進する</li> </ul> </li> </ul> <p>[北海道警察 (交通部交通規制課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で快適な自転車利用環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため、自転車歩道通行可・自転車横断帯等の規制の見直し対策を計画的に推進する。また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(9) 高度道路交通システムの活用 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ETC2.0 の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>ETC の通信技術をベースとした ETC2.0 サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。ETC2.0 対応カーナビ及び ETC2.0 車載器によ</li> </ul> </li> </ul>	<p>を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。</p> <p>更に、公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。</p> <p>(8) 自転車利用環境の総合的整備 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で快適な自転車利用環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (平成 28 年 7 月、国土交通省・警察庁) に基づき、自転車道及び暫定形態による車道混在 (矢羽根型路面表示等) の整備を推進する。</li> </ul> </li> </ul> <p>[北海道 (建設部土木局道路課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で快適な自転車利用環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (平成 28 年 7 月改定、国土交通省・警察庁) を踏まえ、自転車利用者および歩行者の安全を確保するため、市町村や関係機関と連携し、歩行者自転車専用道や暫定形態による車道混在などの整備を推進する</li> </ul> </li> </ul> <p>[北海道警察 (交通部交通規制課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全で快適な自転車利用環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため、自転車歩道通行可・自転車横断帯等の規制の見直し対策を計画的に推進する。また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(9) 高度道路交通システムの活用 [北海道開発局 (建設部道路維持課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ETC2.0 の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>ETC の通信技術をベースとした ETC2.0 サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。ETC2.0 対応カーナビ及び ETC2.0 車載器によ</li> </ul> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>り、E T Cに加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。また、商用車の運行管理支援などを今後展開する。</p> <p><b>[北海道警察（交通部交通規制課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通情報通信システムの整備 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するV I C Sの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実を図る。</li> <li>○ 新交通管理システムの推進 最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用してU T M Sの整備を行うことにより、I T Sを推進する。</li> <li>○ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 運転者に対し、信号情報に基づく走行支援情報を提供することで、通過予定の交差点において予測される信号灯火等を把握したゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ること等を目的とした信号情報活用運転支援システム（T S P S）の整備を推進する。</li> </ul> <p><b>[N E X C O東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ E T Cの通信技術をベースとしたE T C 2.0 の活用によるスマートウェイの推進を展開する。</li> </ul> <p><b>(10) 交通需要マネジメントの推進</b></p> <p><b>[北海道開発局（建設部道路維持課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部における交通の円滑化 依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、T D Mの定着・推進に加え、バイパス・環状道路の整備や交差点改良等の交通容量拡大等を推進する。</li> </ul>	<p>り、E T Cに加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。また、商用車の運行管理支援などを今後展開する。</p> <p><b>[北海道警察（交通部交通規制課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通情報通信システムの整備 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するV I C Sの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実を図る。</li> <li>○ 新交通管理システムの推進 最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用してU T M Sの整備を行うことにより、I T Sを推進する。</li> <li>○ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 運転者に対し、信号情報に基づく走行支援情報を提供することで、通過予定の交差点において予測される信号灯火等を把握したゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ること等を目的とした信号情報活用運転支援システム（T S P S）の整備を推進する。</li> </ul> <p><b>[N E X C O東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ E T Cの通信技術をベースとしたE T C 2.0 の活用によるスマートウェイの推進を展開する。</li> </ul> <p><b>(10) 交通需要マネジメントの推進</b></p> <p><b>[北海道開発局（建設部道路維持課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部における交通の円滑化 依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、T D Mの定着・推進に加え、バイパス・環状道路の整備や交差点改良等の交通容量拡大等を推進する。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[北海道運輸局（交通政策部交通企画課、環境・物流課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モビリティ・マネジメント(MM)の推進 <p>運輸部門からの CO2 排出量に占める自家用乗用車の割合は、39.0%(平成 2 年度) から <u>46.9%(平成 27 年度)</u>へと上昇しており、自家用自動車から CO2 排出量の少ない交通モード等への転換が求められていることから、過度に自動車に依存するライフスタイルから電車・バスなどの公共交通の利用や徒歩・自転車など、環境に配慮した交通行動への自発的な転換を促す「モビリティ・マネジメント(MM)」の取組みを推進する。</p> </li> <li>○ 地域公共交通の活性化 <p>人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている。その一方で、人口減少社会において地域の活力を維持、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、「<u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>」の考えのもと、地域公共交通ネットワークを確保することが重要であることから、地方公共団体を中心とした地域公共交通網形成計画等の作成を通じた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（再構築）を図る取組について、支援する。</p> </li> <li>○ 地域公共交通確保維持改善事業 <p>地域の多様な関係者が協働した、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取り組みや、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取り組みを支援する。</p> </li> </ul> <p>[北海道（総合政策部交通政策局交通企画課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通機関利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 鉄道、バス等の公共交通機関の維持・確保に向けた施策の推進 <p><u>道</u>では、平成30年 3 月、本道の交通が進むべき方向性を示す「<u>北海道交通</u></p> </li> </ul> </li> </ul>	<p>[北海道運輸局（交通政策部交通企画課、環境・物流課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モビリティ・マネジメント(MM)の推進 <p>運輸部門からの CO2 排出量に占める自家用乗用車の割合は、39.0%(平成 2 年度) から <u>47.5%(平成 26 年度)</u>へと上昇しており、自家用自動車から CO2 排出量の少ない交通モード等への転換が求められていることから、過度に自動車に依存するライフスタイルから電車・バスなどの公共交通の利用や徒歩・自転車など、環境に配慮した交通行動への自発的な転換を促す「モビリティ・マネジメント(MM)」の取組みを推進する。</p> </li> <li>○ 地域公共交通の活性化 <p>人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている。その一方で、人口減少社会において地域の活力を維持、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、「<u>コンパクトシティ・プラス・ネットワーク</u>」の考えのもと、地域公共交通ネットワークを確保することが重要であることから、地方公共団体を中心とした地域公共交通網形成計画等の作成を通じた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成（再構築）を図る取組について、支援する。</p> </li> <li>○ 地域公共交通確保維持改善事業 <p>地域の多様な関係者が協働した、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取り組みや、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取り組みを支援する。</p> </li> </ul> <p>[北海道（総合政策部交通政策局交通企画課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通機関利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 鉄道、バス等の公共交通機関の維持・確保に向けた施策の推進 <p><u>道</u>では、平成 20 年 12 月に策定（平成 26 年 3 月改訂）した<u>道の交通政策の指</u></p> </li> </ul> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p><u>政策総合指針」を策定したところであり、今後は、本指針に基づき、鉄道やバスなど公共交通の持続的な維持・確保に向け、交通事業者はもとより、行政、関係団体、道民の皆様など、関係者が一体となった取組を展開していく。</u></p> <p>イ 地方バス路線などの確保</p> <p>① 生活バス路線の確保</p> <p>道内のバス路線は、過疎化や自家用車の普及などにより、利用者が減少傾向で推移しており、<u>厳しい状況が続いている。</u>このため、乗合バス路線の運行経費のほか、廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について助成を行い、<u>地域住民にとって必要不可欠な生活バス路線の確保を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 9 》</p> <p>② バス利用の促進</p> <p>ノンステップバスの導入など高齢者等の移動の利便性及び安全性の向上に資する事業等に対し助成を行い、<u>バス利用の促進を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 10 》</p> <p>ウ 集落維持・活性化に資する地域交通確保等に向けた取組への支援</p> <p>市町村等と連携し、集落の維持・活性化に向けたデマンド交通の導入など、<u>地域の実情に応じ、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスの整備を促進する。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 11 》</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <p>○ 都市部における交通の円滑化</p> <p>都市部における道路交通渋滞を緩和し、<u>道路交通の円滑化を図ることによる</u></p>	<p><u>針である「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」のもと、道内外との交通ネットワークの形成や道民の暮らしを支える地域交通の確保など、道内交通網の充実、強化に向けた取組を市町村などの関係機関と連携し進める。</u></p> <p><u>また、将来を見据えた本道における地域公共交通網のあり方についての議論を進めてきた地域公共交通検討会議での検討結果等を踏まえ、今年度、道の交通政策に関する新たな指針を策定する。</u></p> <p>イ 地方バス路線などの維持・充実</p> <p>① 生活バス路線の維持・確保</p> <p>道内のバス路線は、過疎化や自家用車の普及などにより、<u>利用者が減少しており、バスの運行を維持することが困難になっている。</u>このため、乗合バス路線の運行経費のほか、廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について助成を行い、<u>地域住民にとって必要不可欠な生活バス路線の確保を推進する。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 9 》</p> <p>② バス利用の促進</p> <p>ノンステップバスの導入など高齢者等の移動の利便性及び安全性の向上に資する事業等に対し助成を行い、<u>バス利用の促進を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 10 》</p> <p>ウ 集落維持・活性化に資する地域交通確保等に向けた取組への支援</p> <p>市町村等と連携し、集落の維持・活性化に向けたデマンド交通の導入など、<u>地域の実情に応じ、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスの整備を促進する。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 11 》</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <p>○ 都市部における交通の円滑化</p> <p>都市部における道路交通渋滞を緩和し、<u>道路交通の円滑化を図ることによる</u></p>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="286 196 896 220">交通安全の推進に資するため、交通管制の高度化を図る。</p> <p data-bbox="219 277 638 301">(11) 災害に備えた道路交通環境の整備</p> <p data-bbox="219 319 613 343">[北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <p data-bbox="230 360 542 384">○ 災害に備えた道路の整備</p> <p data-bbox="259 402 1104 464">地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。</p> <p data-bbox="259 481 1104 544">地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。</p> <p data-bbox="259 561 1104 668">また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。</p> <p data-bbox="259 686 1104 793">津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水<u>区域</u>を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。</p> <p data-bbox="504 810 651 834">《 表 1 2 》</p> <p data-bbox="219 890 564 914">[北海道（建設部土木局道路課）]</p> <p data-bbox="230 932 542 956">○ 災害に備えた道路の整備</p> <p data-bbox="259 973 1104 1198">地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保や、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。また、豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間について対策を推進する。</p> <p data-bbox="259 1216 1104 1278">津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、<u>緊急輸送道路の確保および避難路の整備を推進する。</u></p> <p data-bbox="479 1378 627 1402">《 表 1 3 》</p>	<p data-bbox="1191 196 1800 220">交通安全の推進に資するため、交通管制の高度化を図る。</p> <p data-bbox="1146 277 1565 301">(11) 災害に備えた道路交通環境の整備</p> <p data-bbox="1146 319 1541 343">[北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <p data-bbox="1158 360 1469 384">○ 災害に備えた道路の整備</p> <p data-bbox="1187 402 2031 464">地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。</p> <p data-bbox="1187 481 2031 544">地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。</p> <p data-bbox="1187 561 2031 668">また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。</p> <p data-bbox="1187 686 2031 793">津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水<u>生き</u>を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。</p> <p data-bbox="1453 810 1601 834">《 表 1 2 》</p> <p data-bbox="1146 890 1491 914">[北海道（建設部土木局道路課）]</p> <p data-bbox="1158 932 1469 956">○ 災害に備えた道路の整備</p> <p data-bbox="1187 973 2031 1198">地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保や、地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。また、豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間について対策を推進する。</p> <p data-bbox="1187 1216 2031 1362">津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、<u>道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備および被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。</u></p> <p data-bbox="1453 1378 1601 1402">《 表 1 3 》</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強い交通安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合において、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための防災情報共有システム、交通規制資機材の整備を推進する。</li> <li>あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時における交通規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。</li> </ul> </li> <li>○ <u>災害発生時における情報提供の充実</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>災害発生時において、道路の被災状況や交通状況を迅速、的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路等の確保及び道路利用者に対する道路交通情報の提供を推進する。</u></li> </ul> </li> </ul> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時において、高速道路の被災状況や道路交通状況を迅速、的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及びお客さま等への道路交通情報の提供を実施する。</li> </ul> <p>(12) 総合的な駐車対策の推進</p> <p>[北海道（建設部まちづくり局都市計画課）]</p>	<p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強い交通安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合において、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための防災情報共有システム、交通規制資機材の整備を推進する。</li> <li>あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。</li> <li><u>また、警察本部の交通管制センターの詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。</u></li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時における交通規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時において、高速道路の被災状況や道路交通状況を迅速、的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及びお客さま等への道路交通情報の提供を実施する。</li> </ul> <p>(12) 総合的な駐車対策の推進</p> <p>[北海道（建設部まちづくり局都市計画課）]</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</p> <p>ア 駐車場の整備に関する基本方針、駐車場の整備の目標年次及び目標等を定める駐車場整備計画の策定を推進する。</p> <p>イ 大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務づける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、各種補助制度や融資制度を活用した駐車場整備に配慮する。</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]</p> <p>○ きめ細かな駐車規制の推進</p> <p>地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、<u>物流の必要性に配慮し、地域の交通実態に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。</u></p> <p>○ 違法駐車対策の推進</p> <p><u>違法駐車取締りについては、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した駐車監視員の取締活動ガイドラインを策定・公表し、当該ガイドラインに基づき、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進する。</u></p> <p>また、放置違反金制度による使用者責任の追及、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等の自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を検挙することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。</p> <p>○ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚</p> <p>違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、道民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車<u>排除</u>気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>○ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</p> <p>必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管</p>	<p>○ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</p> <p>ア 駐車場の整備に関する基本方針、駐車場の整備の目標年次及び目標等を定める駐車場整備計画の策定を推進する。</p> <p>イ 大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務づける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、各種補助制度や融資制度を活用した駐車場整備に配慮する。</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、交通部交通指導課）]</p> <p>○ きめ細かな駐車規制の推進</p> <p>地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、地域の交通実態に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。</p> <p>○ 違法駐車対策の推進</p> <p><u>迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締りを推進する。</u></p> <p>また、放置違反金制度による使用者責任の追及、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等の自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を検挙することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。</p> <p>○ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚</p> <p>違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、道民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車<u>締め出し</u>気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>○ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</p> <p>必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見・要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p> <p>[札幌市（市民文化局地域振興部区政課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違法駐車防止を呼びかける広報啓発活動を始め、各地域で市民参加の違法駐車防止パトロールなどを行っている関係機関・団体と連携し、違法駐車等防止のための気運の醸成・高揚に努める。</li> </ul> <p>(13) 道路交通情報の充実</p> <p>[北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分かりやすい道路交通環境の確保            主要な幹線道路の交差点及び交差点付近等において、案内標識の英語表記改善、道路情報板の英語表記等の推進により、国際化の進展への対応に努める。            また、高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せて路線番号を案内する「ナンバリング」を導入することにより、訪日外国人をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を推進する。</li> </ul> <p>[北海道（建設部土木局道路課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分かりやすい道路交通環境の確保            主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、路線番号の追記や英語表記改善等を実施した案内標識の設置を推進し、国際化の進展への対応に努める</li> </ul> <p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集・提供体制の充実            多様化する道路利用者のニーズに<u>応えて</u>道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収</li> </ul>	<p>理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見・要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p> <p>[札幌市（市民文化局地域振興部区政課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違法駐車防止を呼びかける広報啓発活動を始め、各地域で市民参加の違法駐車防止パトロールなどを行っている関係機関・団体と連携し、違法駐車等防止のための気運の醸成・高揚に努める。</li> </ul> <p>(13) 道路交通情報の充実</p> <p>[北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分かりやすい道路交通環境の確保            主要な幹線道路の交差点及び交差点付近等において、案内標識の英語表記改善、道路情報板の英語表記等の推進により、国際化の進展への対応に努める。            また、高速道路ネットワークにおいて、路線名に併せて路線番号を案内する「ナンバリング」を導入することにより、訪日外国人をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を推進する。</li> </ul> <p>[北海道（建設部土木局道路課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分かりやすい道路交通環境の確保            主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、路線番号の追記や英語表記改善等を実施した案内標識の設置を推進し、国際化の進展への対応に努める</li> </ul> <p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集・提供体制の充実            多様化する道路利用者のニーズに<u>こたえて</u>道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ITSを活用した道路交通情報の高度化 ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する VICS 等の整備・拡充を図る。</li> <li>○ 分かりやすい道路交通環境の確保 道路利用者に対して分かりやすい<u>交通規制を実施するために道路標識の高輝度化等</u>を推進する。</li> </ul> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。</li> <li>○ ITSを活用した道路交通情報の高度化 ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するインターネットによる道路情報提供や道路交通情報通信システム（VICS）等を整備する。</li> </ul> <p>(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 [北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の使用及び占用の適正化等 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</li> </ul>	<p>集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ITSを活用した道路交通情報の高度化 ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する VICS 等の整備・拡充を図る。</li> <li>○ 分かりやすい道路交通環境の確保 道路利用者に対して分かりやすい規制を実施するために<u>視認性の優れた高輝度標識の整備</u>を推進する。</li> </ul> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズにこたえて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。</li> <li>○ ITSを活用した道路交通情報の高度化 ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するインターネットによる道路情報提供や道路交通情報通信システム（VICS）等を整備する。</li> </ul> <p>(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 [北海道開発局（建設部道路維持課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の使用及び占用の適正化等 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 休憩施設等の整備の推進 過労運転に伴う交通事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。</p> <p>○ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。</p> <p>[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課・まちづくり局都市環境課）]</p> <p>○ 道路の使用及び占用の適正化等 ア 道路の使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>イ 不法占有物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。 更に、道路上から不法占有物件等を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大いことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。</p>	<p>○ 休憩施設等の整備の推進 過労運転に伴う交通事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。</p> <p>○ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。</p> <p>[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課・まちづくり局都市環境課）]</p> <p>○ 道路の使用及び占用の適正化等 ア 道路の使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>イ 不法占有物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。 更に、道路上から不法占有物件等を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大いことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。</p> <p>ウ 道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。 更に、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p> <p>○ 子供の遊び場等の確保 子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における。良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園の整備を推進する。 《 表 1 4 》</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課）] ○ <u>道路使用の適正化等</u> 道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保とともに、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。 特に、地域活性化等を目的とする行事、映画ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、地域住民等の要望を勘案しつつ、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。</p> <p>(15) 冬季道路交通環境の整備 [北海道開発局（建設部道路維持課）] ○ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。</p>	<p>なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。</p> <p>ウ 道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。 更に、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p> <p>○ 子供の遊び場等の確保 子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における。良好な生活環境づくり等を図るため、社会資本整備重点計画等に基づき、住区基幹公園、都市基幹公園の整備を推進する。 《 表 1 4 》</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課）] ○ <u>道路の使用及び占用の適正化等</u> 道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保とともに、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。 特に、地域活性化等を目的とする行事、映画ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、地域住民等の要望を勘案しつつ、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。</p> <p>(15) 冬季道路交通環境の整備 [北海道開発局（建設部道路維持課）] ○ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努める。</p> <p>○ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進 安全かつ円滑・快適な冬期交通を確保するため、一般道路の新設・改築に当たっては、冬期交通にかかる交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵又は防雪林、視線誘導標、雪崩予防柵等の防雪対策や、堆雪が交通傷害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。</p> <p style="text-align: center;">《 表 1 5 》</p> <p>○ 地域に応じた安全の確保 交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通特性に応じた道路交通環境の整備を行う。</p> <p>また、積雪寒冷特別地域である北海道においては、冬季の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面対策として除雪や凍結防止剤散布を実施する。</p> <p>更に、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の充実を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">除雪延長：車道 6,777km</div>	<p>特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努める。</p> <p>○ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進 安全かつ円滑・快適な冬期交通を確保するため、一般道路の新設・改築に当たっては、冬期交通にかかる交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵又は防雪林、視線誘導標、雪崩防止策等の防雪対策や、堆雪が交通傷害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。</p> <p style="text-align: center;">《 表 1 5 》</p> <p>○ 地域に応じた安全の確保 交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通特性に応じた道路交通環境の整備を行う。</p> <p>また、積雪寒冷特別地域である北海道においては、冬季の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面対策として除雪や凍結防止剤散布を実施する。</p> <p>更に、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の充実を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">除雪延長：車道 6,752km</div>
<p>[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課）]</p> <p>○ 冬季の安全な道路交通の確保 冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・路面凍結対策として、道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑剤等の効果的な散布による冬季路面管理に努める。</p> <p>また、歩行者の安全・安心な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;">《 表 1 6 》</p>	<p>[北海道（建設部建設政策局維持管理防災課・土木局道路課）]</p> <p>○ 冬季の安全な道路交通の確保 冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・路面凍結対策として、道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑剤等の効果的な散布による冬季路面管理に努める。</p> <p>また、歩行者の安全・安心な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;">《 表 1 6 》</p>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進 安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築にあたっては、必要に応じて、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵、視線誘導標、雪崩<u>予防柵</u>等の防雪対策や、堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。 《 表 1 7 》</p> <p>[札幌市（建設局土木部雪対策室）] ○ 冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・路面凍結対策として、道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布による冬季路面管理の充実及び、<u>除雪等による歩行者が安全・安心に通行するための歩行空間確保に努める。</u> 《 表 1 8 》</p> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）] ○ 高速道路においては、冬季における安全でかつ円滑な交通確保のために次の3本柱を基本に各対策を実施する。 《 表 1 9 》</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 [北海道運輸局（観光部観光企画課）] ○ 外国人に対する交通安全教育の推進 外国人観光客のレンタカー等を活用したドライブ観光促進を目的に、行政機関やレンタカー事業者などで構成している「北海道外国人観光客ドライブ観光促進連絡協議会」において、外国人観光客が安全・安心・快適にドライブ観光を体験できるための環境整備を官民一体で推進する。 また、<u>外国人観光客に対し、北海道の冬道の危険性や道内をドライブする場合の留意点、日本の交通ルール等に関する普及・啓発を実施する。</u></p>	<p>○ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進 安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築にあたっては、必要に応じて、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備することとし、防雪柵、視線誘導標、雪崩<u>防止柵</u>等の防雪対策や、堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。 《 表 1 7 》</p> <p>[札幌市（建設局土木部雪対策室）] ○ 冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・路面凍結対策として、道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布による冬季路面管理の充実<u>に努める。</u> 《 表 1 8 》</p> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）] ○ 高速道路においては、冬季における安全でかつ円滑な交通確保のために次の3本柱を基本に各対策を実施する。 《 表 1 9 》</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 [北海道運輸局（観光部観光企画課）] ○ 外国人に対する交通安全教育の推進 外国人観光客のレンタカー等を活用したドライブ観光促進を目的に、行政機関やレンタカー事業者などで構成している「北海道外国人観光客ドライブ観光促進連絡協議会」において、外国人観光客が安全・安心・快適にドライブ観光を体験できるための環境整備を官民一体で推進する。 また、<u>北海道の冬道の危険性や道内をドライブする場合の留意点、日本の交通ルールに関する外国語版リーフレットを日本政府観光局（JNTO）のホー</u></p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児に対する交通安全教育の推進          幼児が保護者と一緒に交通安全を学習する幼児交通安全クラブ（こぐまクラブ）の結成と育成を促進するため、結成(活動)の手引の作成・配付等を行う。          （公益社団法人北海道交通安全推進委員会補助事業）</li> <li>○ 高齢者に対する交通安全教育の推進          地域経済団体等（商店・事業所等）と連携し、高齢者への交通安全ひと声アドバイスを実施する「シルバーアドバイザーの店」の登録推進、「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」を市町村等に貸し出し、市町村等はこのを活用した参加・体験・実践型の講習を実施する。</li> <li>○ 外国人に対する交通安全教育の推進          道のホームページ内で、日本の道路標識や基本的な交通ルール・マナー、冬道の運転などについて、日本語、英語、中国語（繁体字）、韓国語で紹介する。</li> </ul> <p>[ドライブ北海道 ～交通安全の基礎知識～]  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/saftydrive/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/saftydrive/</a></p> <p>[ようこそ！～安全運転で北海道観光～]  <a href="#">北海道庁インターネット放送局『Hokkai・Do・画』</a></p> <p>[北海道教育庁（学校教育局参事（生徒指導・学校安全）・生涯学習推進局生涯学習課）]</p>	<p><u>ムページへ掲載し、外国人観光客に対する渡航前の普及・啓発を実施する。</u>  <u>さらに、外国人観光客のレンタカー利用の実態や海外における交通ルールに関する調査を行うと共に、効果的な日本の交通ルールやマナー等を周知するシステムの構築を目的とした実証事業を実施する。</u></p> <p>[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児に対する交通安全教育の推進          幼児が保護者と一緒に交通安全を学習する幼児交通安全クラブ（こぐまクラブ）の結成と育成を促進するため、結成(活動)の手引の作成・配付等を行う。          （公益社団法人北海道交通安全推進委員会補助事業）</li> <li>○ 高齢者に対する交通安全教育の推進          地域経済団体等（商店・事業所等）と連携し、高齢者への交通安全ひと声アドバイスを実施する「シルバーアドバイザーの店」の登録推進、「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」を市町村等に貸し出し、市町村等はこのを活用した参加・体験・実践型の講習を実施する。</li> <li>○ 外国人に対する交通安全教育の推進          道のホームページ内で、日本の道路標識や基本的な交通ルール・マナー、冬道の運転などについて、日本語、英語、中国語（繁体字）、韓国語で紹介する。</li> </ul> <p>[ドライブ北海道 ～交通安全の基礎知識～]  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/saftydrive/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/saftydrive/</a></p> <p>[北海道教育庁（学校教育局参事（生徒指導・学校安全）・生涯学習推進局生涯学習課）]</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 小学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。特に、低学年が最も多く歩行中に交通事故に遭う状況が見られることから、小学校等と幼稚園、保育所等が連携し、合間で交通安全教室等の開催や安全教室等における交通事故防止に関する指導、交通事故防止に係る内容を分かりやすく示した啓発資料等を作成、配布するなど、交通事故防止について指導する。</p> <p>○ 中学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に指導する。特に登下校中における交通事故が増加傾向にあり、とりわけ、自転車運転中の事故が多いことから、改めて交通ルールの遵守や生徒自らが危険を予測し回避する力を身に付けられるよう、警察等と連携した実技を伴う交通安全教育の実施に向けた取組を推進する。</p> <p>○ 高校生に対する交通安全教育の推進</p> <p>高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。</p>	<p>○ 小学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。特に、低学年が最も多く歩行中に交通事故に遭う状況が見られることから、小学校等と幼稚園、保育所等が連携し、合間で交通安全教室等の開催や安全教室等における交通事故防止に関する指導や交通事故防止に係る内容をわかりやすく示した啓発資料等を作成、配布するなど、交通事故防止について指導する。</p> <p>○ 中学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に指導する。特に登下校中における交通事故が増加傾向にあり、とりわけ、自転車運転中の事故が多いことから、改めて交通ルールの遵守や生徒自らが危険を予測し回避する力を身に付けられるよう、警察等と連携した実技を伴う交通安全教育の実施に向けた取組を推進する。</p> <p>○ 高校生に対する交通安全教育の推進</p> <p>高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。</p>

平成 30 年度(案)		平成29年度	
高校生学校安全推進事業	全ての道立高等学校において、交通安全講話や交通安全ビデオ・映画会、交通安全標語等コンクールなど、高校生自らが交通安全等に関する活動を通して、安全で安心して暮らせる社会の形成者としての意識の高揚を図る取組を行う。	高校生学校安全推進事業	全ての道立高等学校において、交通安全講話や交通安全ビデオ・映画会、交通安全標語等コンクールなど、高校生自らが交通安全等に関する活動を通して、安全で安心して暮らせる社会の形成者としての意識の高揚を図る取組を行う。
<p>○ 成人に対する交通安全教育の推進</p> <p>交通安全に関する学習と実践については、少年団体、青年団体、女性団体、PTAなどの社会教育関係団体等が実施する各種事業等のほか、公民館等が行う学級、講座、講演会、集会などを通じて、その推進が図られるよう奨励に努める。</p> <p>[北海道警察（交通部交通企画課）]</p> <p>○ 幼児に対する交通安全教育の推進</p> <p>幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び保護者と連携して、視聴覚教材等を活用した交通安全教育の実施に努める。</p> <p>○ 小学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺の道路の具体的な危険箇所を取り上げ、関心を持たせる工夫を凝らすなど、効果的な交通安全教育の実施に努める。特に、歩行中の幼児及び児童の死傷者数は、小学校入学直後の小学校1年生が最も多くなり、小学校2年生がこれに次ぐことから、こうした実態についてその保護者等への周知等にも留意する。</p> <p>○ 中学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけではなく、他人の安全にも配慮できる</p>		<p>○ 成人に対する交通安全教育の推進</p> <p>交通安全に関する学習と実践については、少年団体、青年団体、女性団体、PTAなどの社会教育関係団体等が実施する各種事業等のほか、公民館等が行う学級、講座、講演会、集会などを通じて、その推進が図られるよう奨励に努める。</p> <p>[北海道警察（交通部交通企画課）]</p> <p>○ 幼児に対する交通安全教育の推進</p> <p>幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び保護者と連携して、視聴覚教材等を活用した交通安全教育の実施に努める。</p> <p>○ 小学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺の道路の具体的な危険箇所を取り上げ、関心を持たせる工夫を凝らすなど、効果的な交通安全教育の実施に努める。特に、歩行中の幼児及び児童の死傷者数は、小学校入学直後の小学校1年生が最も多くなり、小学校2年生がこれに次ぐことから、こうした実態についてその保護者等への周知等にも留意する。</p> <p>○ 中学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけではなく、他人の安全にも配慮できる</p>	

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>ようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車安全教室等の実施に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校生に対する交通安全教育の推進 高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持った行動ができるよう、高校、PTA等と連携した交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 成人に対する交通安全教育の推進 大学生等に対する交通安全教育は、二輪車、四輪車の保有、使用実態に応じて、学生自らが計画、主催する安全運転実技講習会や安全運転セミナーの開催を促進し、交通安全意識の高揚を図る。 社会人に対する交通安全教育は、関係機関・団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 障がい者に対する交通安全教育の推進 障がい者や介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象に、地域における福祉活動の機会等を利用し、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 高齢者に対する交通安全教育の推進 高齢者に対しては、加齢によって生じる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響や走行車両の直前直後横断等の高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるため、高齢歩行者システムやドライビングシミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 外国人に対する交通安全教育の推進 日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的とした交通安全教育を実施する。</li> </ul>	<p>ようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車安全教室等の実施に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校生に対する交通安全教育の推進 高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持った行動ができるよう、高校、PTA等と連携した交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 成人に対する交通安全教育の推進 大学生等に対する交通安全教育は、二輪車、四輪車の保有、使用実態に応じて、学生自らが計画、主催する安全運転実技講習会や安全運転セミナーの開催を促進し、交通安全意識の高揚を図る。 社会人に対する交通安全教育は、関係機関・団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 障がい者に対する交通安全教育の推進 障がい者や介護者、交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象に、地域における福祉活動の機会等を利用し、障がいの程度に応じたきめ細かい交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 高齢者に対する交通安全教育の推進 高齢者に対しては、加齢によって生じる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響や走行車両の直前直後横断等の高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるため、高齢歩行者システムやドライビングシミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。</li> <li>○ 外国人に対する交通安全教育の推進 日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的とした交通安全教育を実施する。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 冬季に係る交通安全教育 冬季における交通事故実態、特徴等を踏まえ、安全に道路を通行するために必要な知識を習得させるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。</p> <p>(2) 効果的な交通安全教育の推進 [北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）] ○ 地域経済団体（商店・事業所等）と連携し、高齢者への交通安全ひと声アドバイスを実施する「シルバーアドバイザーの店」の登録を推進するほか、「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」を市町村等に貸し出し、市町村等はこれを活用した参加・体験・実践型の講習を実施する。（再掲）</p> <p>[北海道警察（交通部交通企画課）] ○ 長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 そのため、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、市町村の交通安全指導員等交通安全教育に携わる者を主体的に教育できる指導者として育成を図り、<u>地域・職域の実態</u>に即した交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。</p> <p>(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 [北海道運輸局（自動車技術安全部 保安・環境調整官）] ○ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 自動車運送事業者を対象に、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。 特に、旅客自動車運送事業者に対しては、座席ポケットへのリーフレットの備付、車内へのステッカーの貼付並びに車内放送を実施する等、シートベルト着用についてあらゆる機会を捉え乗客に注意喚起を行うよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導を徹底する。</p>	<p>○ 冬季に係る交通安全教育 冬季における交通事故実態、特徴等を踏まえ、安全に道路を通行するために必要な知識を習得させるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。</p> <p>(2) 効果的な交通安全教育の推進 [北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）] ○ 地域経済団体（商店・事業所等）と連携し、高齢者への交通安全ひと声アドバイスを実施する「シルバーアドバイザーの店」の登録を推進するほか、「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」を市町村等に貸し出し、市町村等はこれを活用した参加・体験・実践型の講習を実施する。（再掲）</p> <p>[北海道警察（交通部交通企画課）] ○ 長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 そのため、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、市町村の交通安全指導員等交通安全教育に携わる者を主体的に教育できる指導者として育成を図り、<u>地域実態</u>に即した交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。</p> <p>(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 [北海道運輸局（自動車技術安全部 保安・環境調整官）] ○ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 自動車運送事業者を対象に、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。 特に、旅客自動車運送事業者に対しては、座席ポケットへのリーフレットの備付、車内へのステッカーの貼付並びに車内放送を実施する等、シートベルト着用についてあらゆる機会を捉え乗客に注意喚起を行うよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導を徹底する。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>また、関係団体と連携して貸切バス及び都市間バスを重点的に「シートベルト着用促進街頭啓発」を実施する等、シートベルトの正しい着用についての普及啓発に取り組む。</p> <p>[北海道(環境生活部くらし安全局道民生活課、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全運動の推進 ※全機関参画 <p>道民一人ひとりの交通安全意識の高揚によって交通事故防止を図るため、本項目に掲げる普及啓発活動について、通年運動、期別運動、交通安全の日等の運動、警報発表時の運動などにおける重点的な取組として、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、市町村を始め、関係機関・団体等が緊密に連携し、体系的かつ効果的に展開する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 0 》</p> </li> <li>○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 <p>北海道飲酒運転の根絶に関する条例の制定を契機に飲酒運転根絶を実現するため、<u>飲酒運転根絶キャラバン</u>、<u>「飲酒運転根絶の日」(7/13)の取組</u>、<u>飲酒運転根絶ロゴマーク</u>を活用した啓発活動などにより住民や企業の意識の醸成などを促進する。</p> <p>また、「北海道飲酒運転根絶推進協議会」の関係機関・団体・事業者等と連携し、飲酒運転の根絶に関する施策を円滑かつ効果的に推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 1 》</p> </li> <li>○ 交通死亡事故の抑止(高齢者の事故防止、居眠り運転の防止) <p>死亡事故の割合が多い高齢者の交通事故を防止するため、歩行者・自転車利用者等に対する夜光反射材の貼付活動や視認効果体験等を通じて、夜光反射材の普及に向けた取組を推進する。</p> <p>また、居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 2 》</p> </li> </ul>	<p>また、関係団体と連携して貸切バス及び都市間バスを重点的に「シートベルト着用促進街頭啓発」を実施する等、シートベルトの正しい着用についての普及啓発に取り組む。</p> <p>[北海道(環境生活部くらし安全局道民生活課、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全運動の推進 ※全機関参画 <p>道民一人ひとりの交通安全意識の高揚によって交通事故防止を図るため、本項目に掲げる普及啓発活動について、通年運動、期別運動、交通安全の日等の運動、警報発表時の運動などにおける重点的な取組として、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、市町村を始め、関係機関・団体等が緊密に連携し、体系的かつ効果的に展開する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 0 》</p> </li> <li>○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 <p>北海道飲酒運転の根絶に関する条例の制定を契機に飲酒運転根絶を実現するため、<u>飲酒運転根絶キャラバン</u>や<u>「飲酒運転根絶の日」(7/13)の取組</u>などにより住民や企業の意識の醸成などを促進する。</p> <p>また、「北海道飲酒運転根絶推進協議会」の関係機関・団体・事業者等と連携し、飲酒運転の根絶に関する施策を円滑かつ効果的に推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 1 》</p> </li> <li>○ 交通死亡事故の抑止(高齢者の事故防止、居眠り運転の防止) <p>死亡事故の割合が多い高齢者の交通事故を防止するため、歩行者・自転車利用者等に対する夜光反射材の貼付活動や視認効果体験等を通じて、夜光反射材の普及に向けた取組を推進する。</p> <p>また、居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を推進する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 2 》</p> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スピードダウンの励行運転の推進 安全速度の励行運動（エコドライブ運動）の啓発活動を推進する。</li>   <li>○ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 事故事例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。</li>   <li>○ 自転車の安全利用の推進 小学生・中学生・高校生の各年齢層に応じた自転車の安全利用に関するリーフレットを作成し、第1学年の児童・生徒全員に配付する。(公益社団法人北海道交通安全推進委員会事業費補助) <u>平成30年4月1日に北海道自転車条例が施行されたことから、これまでの自転車の安全利用に係る広報・啓発活動に加え、条例で示された乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入についての普及促進を図る。</u></li>   <li>○ 危険ドラッグ対策の推進 危険ドラッグ等の乱用薬物に関する内容を盛り込んだポスターの掲示、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、<u>危険ドラッグを含む乱用薬物の危険性・有害性に関する普及啓発を図る。</u></li>   <li>○ 効果的な広報の実施 報道機関によるキャンペーンなどマスメディアの活用とともに、ホームページや広報誌等、道や国の行政機関などの道内全域を対象とする媒体、市町村等の地域に根差した媒体、さらには関係機関、団体、企業・事業所等の媒体も積極的に活用し、事故事例や身近な交通安全情報を提供するなど、その効果的な実施に努める。</li>   <li>○ その他の普及啓発活動の推進 「交通事故のない社会の実現」を目指し、道・市町村をはじめとする関係機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スピードダウンの励行運転の推進 安全速度の励行運動（エコドライブ運動）の啓発活動を推進する。</li>   <li>○ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 事故事例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。</li>   <li>○ 自転車の安全利用の推進 小学生・中学生・高校生の各年齢層に応じた自転車の安全利用に関するリーフレットを作成し、第1学年の児童・生徒全員に配付する。(公益社団法人北海道交通安全協会事業費補助)</li>   <li>○ 危険ドラッグ対策の推進 危険ドラッグに関する内容を盛り込んだポスターの掲示、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。</li>   <li>○ 効果的な広報の実施 報道機関によるキャンペーンなどマスメディアの活用とともに、ホームページや広報誌等、道や国の行政機関などの道内全域を対象とする媒体、市町村等の地域に根差した媒体、さらには関係機関、団体、企業・事業所等の媒体も積極的に活用し、事故事例や身近な交通安全情報を提供するなど、その効果的な実施に努める。</li>   <li>○ その他の普及啓発活動の推進 「交通事故のない社会の実現」を目指し、道・市町村をはじめとする関係機</li> </ul>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>関・団体等が緊密に連携し、各種の普及啓発活動を行う。</p> <p>[北海道教育庁（学校教育局参事（生徒指導・学校安全）]</p> <p>○ 自転車の安全利用の推進</p> <p>自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を行う。</p> <p>また、自転車の歩道通行時におけるルール、スマートフォン等を操作しながらの乗車やイヤホン等を使用しての乗車の危険性、<u>乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入の必要性について指導する。</u></p> <p>[北海道警察（交通部交通企画課）]</p> <p>○ 高齢者等への安全の徹底</p> <p>ア 高齢者の行動特性を理解した安全運転の実践を呼びかけ、<u>高齢者</u>や自転車利用者が被害となる交通事故を防止するとともに、高齢運転者標識を表示している車両に対する保護義務の周知を徹底し、高齢者の安全を優先した意識の高揚を図る。</p> <p>イ 地域交通安全活動推進委員や民生委員児童委員等の関係機関・団体と連携し、高齢者宅訪問活動を通じた安全指導や声かけを推進する。</p> <p>ウ 歩行者や自転車利用者に対する<u>反射材の直接貼付活動や販売店等との協議による購入し易い環境づくりを推進するほか</u>、反射材着用効果体験会等を通じ、反射材の効果と必要性を理解させ、普及促進を図る。</p> <p>エ 申請による運転免許の取消し制度や運転免許経歴証明書制度について周知を図るとともに、自治体を<u>はじめ</u>とした関係機関・団体に対して、公共交通機関の運賃割引等の優遇措置等、運転免許証を返納しやすい環境づくりにつ</p>	<p>関・団体等が緊密に連携し、各種の普及啓発活動を行う。</p> <p>[北海道教育庁（学校教育局参事（生徒指導・学校安全）]</p> <p>○ 自転車の安全利用の推進</p> <p>自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を行う。</p> <p>また、自転車の歩道通行時におけるルール、スマートフォン等を操作しながらの乗車やイヤホン等を使用しての乗車の危険性、<u>損害賠償責任保険等への加入の必要性について指導する。</u></p> <p>[北海道警察（交通部交通企画課）]</p> <p>○ 高齢者等への安全の徹底</p> <p>ア 高齢者の行動特性を理解した安全運転の実践を呼びかけ、<u>高齢歩行者や自転車利用者</u>が被害となる交通事故を防止するとともに、高齢運転者標識を表示している車両に対する保護義務の周知を徹底し、高齢者の安全を優先した意識の高揚を図る。</p> <p>イ 地域交通安全活動推進委員や民生委員児童委員等の関係機関・団体と連携し、高齢者宅訪問活動を通じた安全指導や声かけを推進する。</p> <p>ウ 歩行者や自転車利用者に対する<u>夜光反射材の直接貼付活動を推進するとともに</u>、<u>反射材着用効果体験会等を通じ</u>、反射材の効果と必要性を理解させ、普及促進を図る。</p> <p>エ 申請による運転免許の取消し制度や運転免許経歴証明書制度について周知を図るとともに、自治体を<u>始め</u>とした関係機関・団体に対して、公共交通機関の運賃割引等の優遇措置等、運転免許証を返納しやすい環境づくりにつ</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>いて働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲酒運転及び飲酒運転を助長する行為の根絶に向けて、飲食店や酒類販売店、駐車場等への訪問活動による協力要請や歓楽街における街頭啓発、飲酒関連業界等と連携した各種広報啓発活動を推進する。</li> <li>イ 交通ボランティアや安全運転管理者等と連携した飲酒疑似体験による運転の危険性の認識向上やハンドルキーパー運動・就業前における飲酒状態の点検等の普及を図る。</li> </ul> </li> <li>○ スピードダウンの励行運転の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、ドライビングシミュレーター等を活用した交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 参加・体験・実践型の講習等により、非着用の危険性の認識向上、後部座席を含む全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るとともに、地域・職域における着用率向上に向けた取組を促進する。</li> <li>イ 事故事例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。特に、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、着用による被害軽減効果を具体的に訴求した広報啓発活動を強化する。</li> </ul> </li> <li>○ 自転車の安全利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> 平成 25 年の改正道路交通法により、平成 27 年 6 月 1 日から導入された自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」</li> </ul> </li> </ul>	<p>て働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲酒運転及び飲酒運転を助長する行為の根絶に向けて、飲食店や酒類販売店、駐車場等への訪問活動による協力要請や歓楽街における街頭啓発、飲酒関連業界等と連携した各種広報啓発活動を推進する。</li> <li>イ 交通ボランティアや安全運転管理者等と連携した飲酒疑似体験による運転の危険性の認識向上やハンドルキーパー運動・就業前における飲酒状態の点検等の普及を図る。</li> </ul> </li> <li>○ スピードダウンの励行運転の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、ドライビングシミュレーター等を活用した交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの<u>正しい</u>着用の徹底、<u>チャイルドシート</u>の正しい使用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 参加・体験・実践型の講習等により、非着用の危険性の認識向上、後部座席を含む全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るとともに、地域・職域における着用率向上に向けた取組を促進する。</li> <li>イ 事故事例に基づくシートベルトの着用効果についての広報啓発活動を推進する。特に、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、着用による被害軽減効果を具体的に訴求した広報啓発活動を強化する。</li> </ul> </li> <li>○ 自転車の安全利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年の改正道路交通法により、平成 27 年 6 月 1 日から導入された自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」</li> </ul> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>という。)の制度の周知を図り、自転車利用者のルールに対する遵守意識を醸成する。</p> <p><u>イ 平成 30 年 4 月 1 日に施行された「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、関係機関・団体等と連携するなどして、特に、同条例に示されている乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入について促進する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>○ 居眠り運転の防止活動の推進 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなど啓発活動を実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>○ 効果的な広報の実施 ア テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報をタイムリーにきめ細かく発信し、道民の交通安全意識の高揚を図る。 また、これまで構築してきた電子メールによる情報発信ネットワーク（北のひろめーる）の拡大に努める。</p>	<p>という。)の制度の周知を図り、自転車利用者のルールに対する遵守意識を醸成する。</p> <p>○ <u>デイ・ライト運動の一層の浸透・定着</u> <u>デイ・ライト（昼間点灯）運動は、昼間にライト（車両の前照灯等）を点灯することで、ドライバー自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、他の運転者、歩行者等に交通安全を呼びかけるものであり、市町村をはじめ、関係機関・団体等の参加はもとより、各種の啓発活動の実施により地域・職域の民間団体等の参加を促進し、一層の浸透・定着を図る。</u></p> <p>○ 居眠り運転の防止活動の推進 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなど啓発活動を実施する。<u>(道の予算で行う事業)</u></p> <p>○ <u>危険ドラッグ対策の推進</u> <u>危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する積極的な広報啓発を推進する。</u></p> <p>○ 効果的な広報の実施 ア <u>交通安全に関する広報については、</u>テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報をタイムリーにきめ細かく発信し、道民の交通安全意識の高揚を図る。 また、これまで構築してきた電子メールによる情報発信ネットワーク（北のひろめーる）の拡大に努める。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>イ 北海道警察本部、各方面本部及び各警察署のホームページに交通事故発生状況等を掲載し、事故データ及び事故多発エリアに関する情報提供を図る。</p> <p>○ その他の普及啓発活動の推進            夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知する。            特に、薄暮時間帯から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止策として、前照灯の上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を推進する。</p> <p><b>（４）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</b>  <b>[北海道経済産業局(総務企画部総務課)]</b></p> <p>○ 交通の安全に関する民間団体等の主体活動の推進のため、地域経済団体等の所管する団体に対し、それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動（交通安全教育、広報活動等）が、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう普及啓発を行う。</p> <p><b>[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</b></p> <p>○ 道内の市町村や様々な団体、企業等が会員となって交通安全運動を展開している公益社団法人北海道交通安全推進委員会を通じ、地域における交通事故の発生状況を踏まえた重点的な広報啓発活動を展開する。            また、歩行者等の交通指導などを実践している交通安全指導員の全道組織である北海道交通安全指導員連絡協議会に助成し、その育成を図る。            《 表 2 3 》</p> <p><b>（５）住民の参加・協働の推進</b>  <b>[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</b></p> <p>○ 別期運動の初日を多くの道民の自主的な参加と運動の一層の活性化を図るため、地域ぐるみの活動として、道内全域を対象とした一斉街頭啓発活動である</p>	<p>イ 北海道警察本部・各方面本部、各警察署のホームページに交通事故発生状況等を掲載し、事故データ及び事故多発エリアに関する情報提供を図る。</p> <p>○ その他の普及啓発活動の推進            夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知する。            特に、薄暮時間帯から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止策として、前照灯の上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を推進する。</p> <p><b>（４）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</b>  <b>[北海道経済産業局(総務企画部総務課)]</b></p> <p>○ 交通の安全に関する民間団体等の主体活動の推進のため、地域経済団体等の所管する団体に対し、それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動（交通安全教育、広報活動等）が、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう普及啓発を行う。</p> <p><b>[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</b></p> <p>○ 道内の市町村や様々な団体、企業等が会員となって交通安全運動を展開している公益社団法人北海道交通安全推進委員会を通じ、地域における交通事故の発生状況を踏まえた重点的な広報啓発活動を展開する。            また、歩行者等の交通指導などを実践している交通安全指導員の全道組織である北海道交通安全指導員連絡協議会に助成し、その育成を図る。            《 表 2 3 》</p> <p><b>（５）住民の参加・協働の推進</b>  <b>[北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</b></p> <p>○ 別期運動の初日を多くの道民の自主的な参加と運動の一層の活性化を図るため、地域ぐるみの活動として、道内全域を対象とした一斉街頭啓発活動である</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>「セーフティコール」を実施するとともに、運動期間中に地域の実態に応じて、通年運動の取組を強化して実施する。</p> <p><b>3 安全運転の確保</b></p> <p>(1) 運転者教育等の充実</p> <p>[北海道運輸局 (自動車技術安全部 保安・環境調整官)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シートベルト着用の徹底 <p>自動車運送事業者に対して、乗務員のシートベルトの着用並びに車内放送等の実施による乗客のシートベルトの着用促進について乗務員教育を実施するよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導する。</p> </li> <li>○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 <p>事業用自動車等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対して義務付けられた初任運転者及び高齢運転者等の受診について指導を徹底する。また、認定機関の民間参入促進により、引き続き、受診環境の整備を行い、適性診断の受診を積極的に促進する。</p> </li> <li>○ 冬季の運転に関する運転者教育 <p>自動車運送事業者に対して、「冬道運転訓練」等の参加・体験型の運転者教育を実施するなど、冬季の安全運転に関する知識及び運転技能向上に効果的な教育を実施するよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導し、冬型交通事故の防止を推進する。</p> </li> </ul> <p>[北海道(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルコール健康障害を有する者等への対応 <p>飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害を有する者(アルコール健康障害を有していた者を含む。)及びその家族に対する相談支援等を推進する。</p> <p>また、飲酒運転をした者に対し、保健所等によるアルコール健康障害に関す</p> </li> </ul>	<p>「セーフティコール」を実施するとともに、運動期間中に地域の実態に応じて、通年運動の取組を強化して実施する。</p> <p><b>3 安全運転の確保</b></p> <p>(1) 運転者教育等の充実</p> <p>[北海道運輸局 (自動車技術安全部 保安・環境調整官)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シートベルト着用の徹底 <p>自動車運送事業者に対して、乗務員のシートベルトの着用並びに車内放送等の実施による乗客のシートベルトの着用促進について乗務員教育を実施するよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導する。</p> </li> <li>○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 <p>事業用自動車等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対して義務付けられた初任運転者及び高齢運転者等の受診について指導を徹底する。また、認定機関の民間参入促進により、引き続き、受診環境の整備を行い、適性診断の受診を積極的に促進する。</p> </li> <li>○ 冬季の運転に関する運転者教育 <p>自動車運送事業者に対して、「冬道運転訓練」等の参加・体験型の運転者教育を実施するなど、冬季の安全運転に関する知識及び運転技能向上に効果的な教育を実施するよう、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて指導し、冬型交通事故の防止を推進する。</p> </li> </ul> <p>[北海道(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルコール健康障害を有する者等への対応 <p>飲酒運転の予防及び再発の防止のため、アルコール健康障害を有する者(アルコール健康障害を有していた者を含む。)及びその家族に対する相談支援等を推進する。</p> <p>また、飲酒運転をした者に対し、保健所等によるアルコール健康障害に関す</p> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>る保健指導を受けるよう促すとともに、当該飲酒運転をした者に係るアルコール関連問題（アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。）の状況に応じた指導、助言、支援等を行う。</p> <p><b>[北海道警察（交通部交通企画課、運転免許試験課、運転免許管理課）]</b></p> <p>○ 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>ア 自動車教習所における教習の充実</p> <p>自動車教習所における学科教習では、実際に発生した交通事故を事例として活用するなど、その充実を図るとともに、技能教習では視聴覚教材の活用や実車による遠心力体感等の体験型教習を積極的に取り入れるなど、危険予測及び危険回避能力の向上を図り、交通環境に応じた的確な認知・判断・操作・回避行動が可能な運転者の育成に向けた学科・技能一体の教習を推進する。</p> <p>イ 取得時講習の充実</p> <p>取得しようとする運転免許の種別に応じ、蒸発現象体験装置等の視聴覚教材等を活用するなど「危険を予測した運転、高速道路での運転、悪条件下での運転、夜間の運転」等の技能実習を通じて、危険な場면을想定した実践的な講習の充実に努める。</p> <p>ウ 平成 29 年 3 月の改正道路交通法施行に伴い、新設された準中型免許や臨時高齢者講習等について引き続き広報啓発活動を推進するとともに、自動車教習所に対する的確な指導を行う。</p> <p>○ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ア 取消処分を受けた者の性格的な危険性の改善を目的とした取消処分者講習や安全運転に必要な知識を再認識させる更新時講習等、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう交通事故実態等の具体的事例を積極的に活用するなど、講習の充実を図る。</p>	<p>る保健指導を受けるよう促すとともに、当該飲酒運転をした者に係るアルコール関連問題（アルコール健康障害対策基本法第7条に規定するアルコール関連問題をいう。）の状況に応じた指導、助言、支援等を行う。</p> <p><b>[北海道警察（交通部交通企画課、運転免許試験課、運転免許管理課）]</b></p> <p>○ 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>ア 自動車教習所における教習の充実</p> <p>自動車教習所における学科教習では、実際に発生した交通事故を事例として活用するなど、その充実を図るとともに、技能教習では視聴覚教材の活用や実車による遠心力体感等の体験型教習を積極的に取り入れるなど、危険予測及び危険回避能力の向上を図り、交通環境に応じた的確な認知・判断・操作・回避行動が可能な運転者の育成に向けた学科・技能一体の教習を推進する。</p> <p>イ 取得時講習の充実</p> <p>取得しようとする運転免許の種別に応じ、蒸発現象体験装置等の視聴覚教材等を活用するなど「危険を予測した運転、高速道路での運転、悪条件下での運転、夜間の運転」等の技能実習を通じて、危険な場면을想定した実践的な講習の充実に努める。</p> <p>ウ 平成 29 年 3 月の改正道路交通法施行に伴い、新設された準中型免許や臨時高齢者講習等について引き続き広報啓発活動を推進するとともに、自動車教習所に対する的確な指導を行う。</p> <p>○ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ア 取消処分を受けた者の性格的な危険性の改善を目的とした取消処分者講習や安全運転に必要な知識を再認識させる更新時講習等、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう交通事故実態等の具体的事例を積極的に活用するなど、講習の充実を図る。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>イ 講習指導員の資質の向上を図るため、指導員研修会を開催するほか、資料の提供等を行う。</p> <p>ウ 指定自動車教習所においては、卒業生に対し重大事故発生時等における情報提供等、恒常的な安全運転の声かけを行うほか、呼び戻し講習や所在地域の町内会、老人クラブ等の地域組織を巻き込んだ交通安全活動等を展開し、指定自動車教習所を持つ知識・技能を地域住民等に還元することにより、地域の交通安全教育センターとしての活動の充実を図る。</p> <p>○ 二輪車安全運転対策の推進 指定自動車教習所による二輪免許新規取得者に対する継続指導、安全運転講習会の開催、指導員等と二輪卒業生とのツーリングの実施、街頭啓発活動への参加等「参加・体験型」の指導が実施されるよう働きかけ、二輪車運転者に対する教育体制の充実に努める。 さらに、自動二輪車の二人乗りについて、参加・体験・実践型の安全教育を推進する。</p> <p>○ 高齢運転者対策の充実 ア 高齢者講習等を通じて、運転適性検査器材、運転シミュレーター及び実車を活用した参加・体験型指導を行い、高齢者の身体的な機能の変化を踏まえた的確な個別指導を行う。</p> <p>イ 75歳以上の高齢者に対する認知機能検査の適正な実施と、検査結果に基づく実車による適切な講習を行うほか、同検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合における臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の行政処分を行う。 交通事故を短期間に複数回起こした高齢運転者に対し、事故状況に応じたきめ細やかな個別指導を実施するほか、一定の病気に該当する疑いのある者については、適性相談及び臨時適性検査を早期に実施する。</p>	<p>イ 講習指導員の資質の向上を図るため、指導員研修会を開催するほか、資料の提供等を行う。</p> <p>ウ 指定自動車教習所においては、卒業生に対し重大事故発生時等における情報提供等、恒常的な安全運転の声かけを行うほか、呼び戻し講習や所在地域の町内会、老人クラブ等の地域組織を巻き込んだ交通安全活動等を展開し、指定自動車教習所を持つ知識・技能を地域住民等に還元することにより、地域の交通安全教育センターとしての活動の充実を図る。</p> <p>○ 二輪車安全運転対策の推進 指定自動車教習所による二輪免許新規取得者に対する継続指導、安全運転講習会の開催、指導員等と二輪卒業生とのツーリングの実施、街頭啓発活動への参加等「参加・体験型」の指導が実施されるよう働きかけ、二輪車運転者に対する教育体制の充実に努める。 さらに、自動二輪車の二人乗りについて、参加・体験・実践型の安全教育を推進する。</p> <p>○ 高齢運転者対策の充実 ア 高齢者講習等を通じて、運転適性検査器材、運転シミュレーター及び実車を活用した参加・体験型指導を行い、高齢者の身体的な機能の変化を踏まえた的確な個別指導を行う。</p> <p>イ 75歳以上の高齢者に対する認知機能検査の適正な実施と、検査結果に基づく実車による適切な講習を行うほか、同検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合における臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の行政処分を行う。 交通事故を短期間に複数回起こした高齢運転者に対し、事故状況に応じたきめ細やかな個別指導を実施するほか、一定の病気に該当する疑いのある者については、適性相談及び臨時適性検査を早期に実施する。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>また、新たな臨時認知機能検査・臨時高齢者講習を円滑に行うため、受講者の受入体制の拡充等を図るとともに、臨時適性検査等に対応する医療機関との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底 <p>交通事故被害の軽減を図るため、シートベルト、チャイルドシートの着用に係る指導取締りを徹底するほか、関係機関・団体と連携し、交通安全講習や交通安全運動等を通じて広報啓発を行う。</p> </li> <li>○ 自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 <p>交通事故被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメットの着用について、関係機関・団体と連携し、交通安全講習や交通安全運動等を通じて広報啓発を行う。</p> </li> <li>○ 自動車安全運転センターの業務の充実 <p>自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務等を通じた交通安全意識の高揚を図るため、交通安全に関する情報の提供など必要な支援を行う。</p> </li> <li>○ 自動車運転代行業の指導育成等 <p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。</p> </li> <li>○ 悪質危険な運転者の早期排除 <p><u>違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分を迅速・的確に実施するとともに「あおり運転等」の悪質・危険な運転に暴行罪を適用する場合や、「あおり運転等」に起因する暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が認められる場合には、捜査部門と連携</u></p> </li> </ul>	<p>また、新たな臨時認知機能検査・臨時高齢者講習を円滑に行うため、受講者の受入体制の拡充等を図るとともに、臨時適性検査等に対応する医療機関との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底 <p>交通事故被害の軽減を図るため、シートベルト、チャイルドシートの着用に係る指導取締りを徹底するほか、関係機関・団体と連携し、交通安全講習や交通安全運動等を通じて広報啓発を行う。</p> </li> <li>○ 自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 <p>交通事故被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメットの着用について、関係機関・団体と連携し、交通安全講習や交通安全運動等を通じて広報啓発を行う。</p> </li> <li>○ 自動車安全運転センターの業務の充実 <p>自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務等を通じた交通安全意識の高揚を図るため、交通安全に関する情報の提供など必要な支援を行う。</p> </li> <li>○ 自動車運転代行業の指導育成等 <p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。</p> </li> <li>○ 悪質危険な運転者の早期排除 <p><u>行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。</u></p> </li> </ul>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p><u>し、危険性帯有による運転免許の効力の停止処分の活用を図る。</u></p> <p><u>また、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。</u></p> <p>○ 冬季の運転に関する運転者教育  冬季の安全運転に必要な知識及び技能を身につけ、実践できる運転者を育成するため、実車を用いる夏期冬道安全運転講習等の参加・体験・実践型運転者教育を実施するとともに、各種広報媒体等を活用した広報啓発など、凍結路によるスリップ事故をはじめとする冬型事故の防止に効果的な対策を推進する。</p> <p>(2) 道民の立場に立った運転免許行政の推進  [北海道警察（運転免許試験課）]  ○ 事務の合理化により申請者の利便を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充に努める。</p> <p>(3) 安全運転管理の推進  [北海道警察（交通部交通企画課）]  ○ 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。  また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。  さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等に対する法令通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。</p> <p>(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進  [北海道運輸局（自動車交通部貨物課・自動車監査官、自動車技術安全部保安・環境</p>	<p>○ 冬季の運転に関する運転者教育  冬季の安全運転に必要な知識及び技能を身につけ、実践できる運転者を育成するため、実車を用いる夏期冬道安全運転講習等の参加・体験・実践型運転者教育を実施するとともに、各種広報媒体等を活用した広報啓発など、凍結路によるスリップ事故をはじめとする冬型事故の防止に効果的な対策を推進する。</p> <p>(2) 道民の立場に立った運転免許行政の推進  [北海道警察（運転免許試験課）]  ○ 事務の合理化により申請者の利便を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充に努める。</p> <p>(3) 安全運転管理の推進  [北海道警察（交通部交通企画課）]  ○ 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。  また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。  さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等に対する法令通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。</p> <p>(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進  [北海道運輸局（自動車交通部貨物課・自動車監査官、自動車技術安全部保安・環境</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>調整官]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</li> <li>自動車運送事業の安全を確保するため、運行管理者に指導講習を確実に受講させるよう、事業者に対する指導を徹底する。</li> </ul> </li>   <li>○ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。</li> <li>増加する訪日外国人旅行者や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。</li> <li>関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の情報共有を行い業界指導の徹底を図る。</li> <li>事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</li> <li>以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。</li> </ul> </li>   <li>○ 飲酒運転の根絶 <ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒運転の根絶を図るため、運転者に対して、アルコールの基礎知識や法令順守に関する適切な指導監督を実施するとともに、対面点呼での目視等での確</li> </ul> </li> </ul>	<p>調整官]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</li> <li>自動車運送事業の安全を確保するため、運行管理者に指導講習を確実に受講させるよう、事業者に対する指導を徹底する。</li> </ul> </li>   <li>○ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。</li> <li>増加する訪日外国人旅行者や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。</li> <li>関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の情報共有を行い業界指導の徹底を図る。</li> <li>事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</li> <li>以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。</li> </ul> </li>   <li>○ 飲酒運転の根絶 <ul style="list-style-type: none"> <li>飲酒運転の根絶を図るため、運転者に対して、アルコールの基礎知識や法令順守に関する適切な指導監督を実施するとともに、対面点呼での目視等での確</li> </ul> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>認及びアルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施について、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて自動車運送事業者を指導する。</p> <p>また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。</p> <p>○ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策</p> <p>輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ改正された指導・監督指針等に基づく運転者への指導・監督の実施について、自動車運送事業者に対して周知徹底する。</p> <p>さらに、平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を契機に、<u>軽井沢スキーバス事故対策検討委員会より総合的な対策の提言を受け、貸切りバス事業に関する各種制度の改正が行われ、これに基づき事業者に対する指導を徹底する。</u></p> <p>○ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策</p> <p>社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成 26 年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。</p> <p>○ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進</p> <p>運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を推進する。</p> <p>○ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等</p>	<p>認及びアルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施について、関係団体並びに各種会議、講習等を通じて自動車運送事業者を指導する。</p> <p>また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。</p> <p>○ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策</p> <p>輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ改正された指導・監督指針等に基づく運転者への指導・監督の実施について、自動車運送事業者に対して周知徹底する。</p> <p>さらに、平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止対策について、6 月 3 日に「<u>軽井沢スキーバス事故対策検討委員会</u>」においてとりまとめられた「<u>安全・安心な貸切りバスの運行を実現するための総合的な対策</u>」に掲げられた事項について、<u>所要の改正等が行われたものから速やかに</u>事業者に対して周知徹底する。</p> <p>○ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策</p> <p>社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成 26 年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。</p> <p>○ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進</p> <p>運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を推進する。</p> <p>○ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を促進する。</p> <p>また、国、道、市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。</p> <p><b>(5) 交通労働災害の防止等</b>  <b>[北海道労働局（安全課・健康課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通労働災害の防止 <p>交通労働災害防止のためのガイドラインの周知を行い、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、ヒヤリマップの作成、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。</p> <p>また、長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、労働安全衛生法に基づき面接指導等を行うとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずるよう指導を実施する。</p> </li> </ul> <p><b>[北海道労働局（監督課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者の労働条件の適正化等 <p>自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令及び、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の履行を確保するための監督指導を実施する。</p> <p>また、関係行政機関において、相互の連絡会議の開催及び監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監督・監査を実施する。</p> </li> </ul>	<p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を促進する。</p> <p>また、国、道、市町村及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。</p> <p><b>(5) 交通労働災害の防止等</b>  <b>[北海道労働局（安全課・健康課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通労働災害の防止 <p>交通労働災害防止のためのガイドラインの周知を行い、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、ヒヤリマップの作成、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。</p> <p>また、長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、労働安全衛生法に基づき面接指導等を行うとともに、必要があると認められるときは、労働時間の短縮等の適切な措置を講ずるよう指導を実施する。</p> </li> </ul> <p><b>[北海道労働局（監督課）]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者の労働条件の適正化等 <p>自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令及び、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の履行を確保するための監督指導を実施する。</p> <p>また、関係行政機関において、相互の連絡会議の開催及び監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監督・監査を実施する。</p> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>(6) 道路交通に関する情報の充実</p> <p>[札幌管区気象台]</p> <p>○ 道路交通の安全に関係の深い台風、大雨、<u>大雪、暴風雪、暴風、竜巻</u>等の激しい突風、<u>霧、高潮、強風、濃霧</u>、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、<u>適時・適切な予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を発表・伝達</u>しています。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 4 》</p> <p>[北海道（総務部危機対策局危機対策課）]</p> <p>○ 危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <p>危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物取扱者に対する講習を行うほか、関係機関が共同して移動タンク貯蔵所（タンクローリー）等の立入検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 5 》</p> <p>4 車両の安全性の確保</p> <p>(1) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進</p> <p>[北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）]</p> <p>○ 先進安全自動車として開発された、ドライバーの安全運転を支援する「衝突被害軽減ブレーキ」等の市場化されたＡＳＶシステム（技術）について、補助制度等を引き続き活用し、普及を促進する。</p> <p>(2) 自動車アセスメント情報の提供</p> <p>[北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）]</p> <p>○ 自動車アセスメントとして公表される、自動車やチャイルドシートを対象とした「安全性能評価結果」を活用することにより、安全な自動車やチャイルドシートの普及を促進する。</p>	<p>(6) 道路交通に関する情報の充実</p> <p>[札幌管区気象台]</p> <p>○ 道路交通の安全に関係の深い台風、大雨、竜巻等の激しい突風、<u>強風、濃霧</u>、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、<u>的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切な予報・警報等を発表・伝達するとともに、これらの情報の内容の充実と効果的な利用の促進を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">《 表 2 4 》</p> <p>[北海道（総務部危機対策局危機対策課）]</p> <p>○ 危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <p>危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物取扱者に対する講習を行うほか、関係機関が共同して移動タンク貯蔵所（タンクローリー）等の立入検査を実施する。</p> <p style="text-align: center;">《 表 2 5 》</p> <p>4 車両の安全性の確保</p> <p>(1) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進</p> <p>[北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）]</p> <p>○ 先進安全自動車として開発された、ドライバーの安全運転を支援する「衝突被害軽減ブレーキ」等の市場化されたＡＳＶシステム（技術）について、補助制度等を引き続き活用し、普及を促進する。</p> <p>(2) 自動車アセスメント情報の提供</p> <p>[北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）]</p> <p>○ 自動車アセスメントとして公表される、自動車やチャイルドシートを対象とした「安全性能評価結果」を活用することにより、安全な自動車やチャイルドシートの普及を促進する。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="219 236 454 260">〔自動車総合安全情報〕</p> <div data-bbox="302 272 1104 312" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="315 280 904 304"><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/</a></p> </div> <p data-bbox="219 363 640 387"><b>(3) 自動車の検査及び点検整備の充実</b></p> <p data-bbox="219 403 878 427">〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課、整備・保安課）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="230 443 1104 794">○ 自動車の検査の充実 <p data-bbox="264 483 1104 595">自動車の安全な運行を確保するために定められる保安基準は、「交通事故による被害軽減」への役割も担うことから、当該基準の拡充・強化に対応し自動車検査の確実な実施が執行できるよう適切な業務の管理を行う。</p> <p data-bbox="264 611 1104 715">また、街頭検査体制を充実し強化することにより、不正改造車両を始めとした整備不良車及び保安基準不適合車を排除し、安全な運行の確保及び環境保全を推進していく。</p> <p data-bbox="264 730 1104 794">自動車の検査に重要な役割を果たす事業者に対する指導監督を適切に行うことにより、「指定自動車整備事業制度」の確実な運用・活用を図る。</p> </li> <li data-bbox="230 850 1104 1161">○ 自動車点検整備の充実 <p data-bbox="264 890 1104 994">自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の適切な実施の推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を推進する。</p> <p data-bbox="264 1010 1104 1161">また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進することにより車両故障に起因する事故を防止する。</p> </li> </ul> <p data-bbox="219 1217 566 1241"><b>(4) リコール制度の充実・強化</b></p> <p data-bbox="219 1257 710 1281">〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="230 1297 1104 1361">○ 自動車製作者等の系列販売店に対し立入りにより不具合修理状況の調査を実施する一方で、自動車ユーザーからの不具合情報を収集し制度の充実を図る。</li> </ul>	<p data-bbox="1146 236 1382 260">〔自動車総合安全情報〕</p> <div data-bbox="1229 272 2031 312" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1243 280 1832 304"><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02assessment/</a></p> </div> <p data-bbox="1146 363 1568 387"><b>(3) 自動車の検査及び点検整備の充実</b></p> <p data-bbox="1146 403 1805 427">〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課、整備・保安課）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1158 443 2031 794">○ 自動車の検査の充実 <p data-bbox="1191 483 2031 595">自動車の安全な運行を確保するために定められる保安基準は、「交通事故による被害軽減」への役割も担うことから、当該基準の拡充・強化に対応し自動車検査の確実な実施が執行できるよう適切な業務の管理を行う。</p> <p data-bbox="1191 611 2031 715">また、街頭検査体制を充実し強化することにより、不正改造車両を始めとした整備不良車及び保安基準不適合車を排除し、安全な運行の確保及び環境保全を推進していく。</p> <p data-bbox="1191 730 2031 794">自動車の検査に重要な役割を果たす事業者に対する指導監督を適切に行うことにより、「指定自動車整備事業制度」の確実な運用・活用を図る。</p> </li> <li data-bbox="1158 850 2031 1161">○ 自動車点検整備の充実 <p data-bbox="1191 890 2031 994">自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の適切な実施の推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を推進する。</p> <p data-bbox="1191 1010 2031 1161">また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進することにより車両故障に起因する事故を防止する。</p> </li> </ul> <p data-bbox="1146 1217 1494 1241"><b>(4) リコール制度の充実・強化</b></p> <p data-bbox="1146 1257 1637 1281">〔北海道運輸局（自動車技術安全部 技術課）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1158 1297 2031 1361">○ 自動車製作者等の系列販売店に対し立入りにより不具合修理状況の調査を実施する一方で、自動車ユーザーからの不具合情報を収集し制度の充実を図る。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="264 196 622 220">〔自動車のリコール・不具合情報〕</p> <div data-bbox="293 268 1104 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="302 277 801 301"><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcrl/">http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcrl/</a></p> </div> <p data-bbox="219 360 517 384">(5) 自転車の安全性の確保</p> <p data-bbox="219 400 660 424">〔北海道経済産業局（総務企画部総務課）〕</p> <ul data-bbox="232 440 1104 507" style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業局のホームページを活用した消費者への情報提供等を通じて、リコール製品の使用による事故拡大を防ぐ。</li> </ul> <p data-bbox="219 563 732 587">〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕</p> <ul data-bbox="232 603 1104 916" style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒向けリーフレットの作成配布 <ul data-bbox="264 644 1104 751" style="list-style-type: none"> <li>小学生・中学生・高校生の各年齢層に応じた自転車の安全利用に関するリーフレットを作成し、第1学年の児童・生徒全員に配付する。（公益社団法人北海道交通安全推進委員会協会事業費補助）（再掲）</li> </ul> <p data-bbox="264 767 1104 916"><u>リーフレットの内容については、平成30年4月1日に施行された北海道自動車条例を踏まえ、乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等への加入を推奨するほか、自転車の定期的な点検整備や損害賠償責任保険等の加入を促進するため、TSマーク及び高額の損害賠償事例などを含めるものとする。</u></p> </li> </ul> <p data-bbox="219 971 589 995">〔北海道警察（交通部交通企画課）〕</p> <ul data-bbox="232 1011 1104 1078" style="list-style-type: none"> <li>○ <u>自転車利用者</u>に対して、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進を図るため、広報啓発活動を推進する。</li> </ul> <p data-bbox="210 1134 470 1158">5 道路交通秩序の維持</p> <p data-bbox="219 1174 566 1198">(1) 交通の指導取締りの強化等</p> <p data-bbox="219 1214 831 1238">〔北海道警察（交通部交通指導課、高速道路交通警察隊）〕</p> <ul data-bbox="232 1254 1104 1409" style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進 <ul data-bbox="264 1295 1104 1409" style="list-style-type: none"> <li>ア 交通事故抑止に資する交通指導取締り <ul data-bbox="309 1337 1104 1409" style="list-style-type: none"> <li>地域の交通実態や交通事故の発生状況を十分に分析した上で、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反のほか、「<u>あおり運転</u>」等の交</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p data-bbox="1191 196 1550 220">〔自動車のリコール・不具合情報〕</p> <div data-bbox="1220 268 2031 316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1229 277 1729 301"><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcrl/">http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcrl/</a></p> </div> <p data-bbox="1146 360 1444 384">(5) 自転車の安全性の確保</p> <p data-bbox="1146 400 1588 424">〔北海道経済産業局（総務企画部総務課）〕</p> <ul data-bbox="1160 440 2031 507" style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業局のホームページを活用した消費者への情報提供等を通じて、リコール製品の使用による事故拡大を防ぐ。</li> </ul> <p data-bbox="1146 563 1659 587">〔北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）〕</p> <ul data-bbox="1160 603 2031 876" style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒向けリーフレットの作成配布 <ul data-bbox="1191 644 2031 751" style="list-style-type: none"> <li>小学生・中学生・高校生の各年齢層に応じた自転車の安全利用に関するリーフレットを作成し、第1学年の児童・生徒全員に配付する。（公益社団法人北海道交通安全協会事業費補助）（再掲）</li> </ul> <p data-bbox="1191 767 2031 876"><u>なお、自転車の定期的な点検整備や損害賠償責任保険等の加入を促進するため、リーフレットの内容には、TSマーク及び高額の損害賠償事例などを含める。</u></p> </li> </ul> <p data-bbox="1146 971 1516 995">〔北海道警察（交通部交通企画課）〕</p> <ul data-bbox="1160 1011 2031 1078" style="list-style-type: none"> <li>○ <u>幼児・児童の保護者</u>に対して、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進を図るため、広報啓発活動を推進する。</li> </ul> <p data-bbox="1137 1134 1397 1158">5 道路交通秩序の維持</p> <p data-bbox="1146 1174 1494 1198">(1) 交通の指導取締りの強化等</p> <p data-bbox="1146 1214 1758 1238">〔北海道警察（交通部交通指導課、高速道路交通警察隊）〕</p> <ul data-bbox="1160 1254 2031 1409" style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進 <ul data-bbox="1191 1295 2031 1409" style="list-style-type: none"> <li>ア 交通事故抑止に資する交通指導取締り <ul data-bbox="1236 1337 2031 1409" style="list-style-type: none"> <li>地域の交通実態や交通事故の発生状況を十分に分析した上で、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び道民からの取締りの要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進するほか、スマートフォンの普及による画面注視などに起因する交通事故を防ぐ取締り活動などを行うとともに、事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用にかかる指導取締りの徹底を図る。</p> <p>また、指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締計画の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルをより一層機能させる。</p> <p>イ 道民の理解を深めるための情報発信</p> <p>交通事故の抑止と被害軽減に資する速度規制については、その基本的な考え方と方向性を示した北海道警察速度管理指針により、速度規制、速度取締り、交通安全教育などの総合的な対策に関して、分かりやすい情報発信を推進する。</p> <p>また、北海道警察速度管理指針に基づき、警察署等が管内の交通事故実態等の分析結果などを踏まえ、重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を速度取締り指針として示し、情報発信を推進する。</p> <p>○ 高速自動車国道等における指導取締りの強化</p> <p>高速自動車国道等においては、<u>あおり行為等の悪質性・危険性の高い違反</u>はもちろんのこと、<u>軽微な違反</u>であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 [北海道警察(交通部交通捜査課)]</p> <p>○ 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底</p> <p>交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。</p>	<p>性・危険性の高い違反及び道民からの取締りの要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進するほか、スマートフォンの普及による画面注視などに起因する交通事故を防ぐ取締り活動などを行うとともに、事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用にかかる指導取締りの徹底を図る。</p> <p>また、指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締計画の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルをより一層機能させる。</p> <p>イ 道民の理解を深めるための情報発信</p> <p>交通事故の抑止と被害軽減に資する速度規制については、その基本的な考え方と方向性を示した北海道警察速度管理指針により、速度規制、速度取締り、交通安全教育などの総合的な対策に関して、分かりやすい情報発信を推進する。</p> <p>また、北海道警察速度管理指針に基づき、警察署等が管内の交通事故実態等の分析結果などを踏まえ、重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を速度取締り指針として示し、情報発信を推進する。</p> <p>○ 高速自動車国道等における指導取締りの強化</p> <p>高速自動車国道等においては、<u>重大な違反行為</u>はもちろんのこと、<u>軽微な違反行為</u>であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 [北海道警察(交通部交通捜査課)]</p> <p>○ 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底</p> <p>交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。</p>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 客観的証拠資料の収集の推進 各種車載記録装置、交差点事故自動映像記録装置等の映像記録をはじめとした証拠資料の収集を推進し、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</p> <p>○ 一定の病気等に係る運転者の把握と適切な措置 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、短期的に複数回、交通事故を起こした者の抽出等により、一定の病気にかかっている疑いのある者の把握に努め、適切な措置を講ずる。</p> <p>○ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</p> <p><b>(3) 暴走族対策の強化</b> [北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）] ○ 暴走族の根絶及び暴走行為の防止に係る対策は、「北海道暴走族の根絶等に関する条例」（平成 15 年 8 月 8 日公布・施行、罰則規定 同年 11 月 1 日施行）第 10 条の規定に基づき、暴走族の根絶等に関する施策の「基本方針」（平成 16 年 1 月 23 日公表）により設置した「北海道暴走族対策推進協議会」（平成 16 年 10 月 28 日設置）において、関係する施策を総合的に推進する。</p> <p>[北海道警察（交通部交通捜査課）] ○ 暴走行為者追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 暴走族根絶の気運高揚を図るため、「北海道暴走族の根絶等に関する条例」を積極的に運用するとともに、報道機関等に対する積極的な資料提供により暴走行為者や全国的に活動が目立つ旧車會の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。 また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対する<u>指導等</u>を促進する</p>	<p>○ 客観的証拠資料の収集の推進 各種車載記録装置、交差点事故自動映像記録装置等の映像記録をはじめとした証拠資料の収集を推進し、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</p> <p>○ 一定の病気等に係る運転者の把握と適切な措置 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、短期的に複数回、交通事故を起こした者の抽出等により、一定の病気にかかっている疑いのある者の把握に努め、適切な措置を講ずる。</p> <p>○ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</p> <p><b>(3) 暴走族対策の強化</b> [北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）] ○ 暴走族の根絶及び暴走行為の防止に係る対策は、「北海道暴走族の根絶等に関する条例」（平成 15 年 8 月 8 日公布・施行、罰則規定 同年 11 月 1 日施行）第 10 条の規定に基づき、暴走族の根絶等に関する施策の「基本方針」（平成 16 年 1 月 23 日公表）により設置した「北海道暴走族対策推進協議会」（平成 16 年 10 月 28 日設置）において、関係する施策を総合的に推進する。</p> <p>[北海道警察（交通部交通捜査課）] ○ 暴走行為者追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 暴走族根絶の気運高揚を図るため、「北海道暴走族の根絶等に関する条例」を積極的に運用するとともに、報道機関等に対する積極的な資料提供により暴走行為者や全国的に活動が目立つ旧車會の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。 また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「<u>暴走族加入阻止</u></p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>ほか、暴走族グループの新規結成阻止及び暴走行為等に参加しないための支援指導に努める。</p> <p>○ 暴走行為をさせないための環境整備          暴走行為者、旧車會及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者対策を徹底し、暴走行為者等をい集させないための環境づくりを推進する。          また、事前の情報の入手に努め、大規模集会や集団走行が行われる恐れがある場合には、早期に暴走行為者らと群衆を隔離し、違法行為者を検挙・排除して、違法走行の未然防止を図る。</p> <p>○ 暴走族に対する指導取締りの強化          暴走行為取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて交通法規遵守の指導を積極的に行うなど、暴走行為者に対する指導取締りを推進する。          また、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しての背後責任の追及を行い、関係機関等と連携した取締りを強化するなど根源的な対策を講じる。</p> <p>○ 暴走族関係事犯者の再犯防止          暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの結成要因を究明して新規結成及び再結成の阻止を図り、さらに暴力団対策関係部署と連携を図って、グループの背後に潜む暴力団との関係を断ち切らせる等、暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。さらに、暴走行為者等に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。</p> <p>[北海道運輸局（自動車技術安全部 整備・保安課）]</p> <p>○ 車両の不正改造の防止</p>	<p><u>教室</u>を開催するなどの指導等を促進するほか、暴走族グループの新規結成阻止及び暴走行為等に参加しないための支援指導に努める。</p> <p>○ 暴走行為をさせないための環境整備          暴走行為者、旧車會及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者対策を徹底し、暴走行為者等をい集させないための環境づくりを推進する。          また、事前の情報の入手に努め、大規模集会や集団走行が行われる恐れがある場合には、早期に暴走行為者らと群衆を隔離し、違法行為者を検挙・排除して、違法走行の未然防止を図る。</p> <p>○ 暴走族に対する指導取締りの強化          暴走行為取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて交通法規遵守の指導を積極的に行うなど、暴走行為者に対する指導取締りを推進する。          また、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しての背後責任の追及を行い、関係機関等と連携した取締りを強化するなど根源的な対策を講じる。</p> <p>○ 暴走族関係事犯者の再犯防止          暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの結成要因を究明して新規結成及び再結成の阻止を図り、さらに暴力団対策関係部署と連携を図って、グループの背後に潜む暴力団との関係を断ち切らせる等、暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。さらに、暴走行為者等に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。</p> <p>[北海道運輸局（自動車技術安全部 整備・保安課）]</p> <p>○ 車両の不正改造の防止</p>

平成 30 年度(案)

暴走行為、過積載を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、自動車の安全な運行を確保するために、関係機関及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を実施し自動車ユーザー及び自動車関係事業者の認識を高める。

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

[北海道 (総務部危機対策局企画対策課)]

○ 救助体制の整備・拡充

消防機関における救助・救急体制の整備を図るため、消防学校等において、救助・救急隊員の教育訓練を次により実施し、隊員の資質向上を図る。

《 表 2 6 》

○ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等多数の負傷者の発生に対処するため、救急業務計画に対応した救護訓練を推進する。

○ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

消防機関等において、地域住民に対する心肺蘇生法等の応急手当に関する講習会を実施するとともに、救急の日(9月9日)、救急医療週間(9月9日を含む1週間)等の機会を通じて救急医療に関する普及啓発活動を推進する。

地域住民を対象に事故や急患患者が発生した際に誰もが迅速、的確に応急措置を行えるよう自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた救急法等講習会を実施する。

救急法等講習会	総合振興局又は振興局保健環境部保健行政室又は地域保健室：26箇所
---------	----------------------------------

平成29年度

暴走行為、過積載を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、自動車の安全な運行を確保するために、関係機関及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を実施し自動車ユーザー及び自動車関係事業者の認識を高める。

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

[北海道 (総務部危機対策局企画対策課)]

○ 救助体制の整備・拡充

消防機関における救助・救急体制の整備を図るため、消防学校等において、救助・救急隊員の教育訓練を次により実施し、隊員の資質向上を図る。

《 表 2 6 》

○ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等多数の負傷者の発生に対処するため、救急業務計画に対応した救護訓練を推進する。

○ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

消防機関等において、地域住民に対する心肺蘇生法等の応急手当に関する講習会を実施するとともに、救急の日(9月9日)、救急医療週間(9月9日を含む1週間)等の機会を通じて救急医療に関する普及啓発活動を推進する。

地域住民を対象に事故や急患患者が発生した際に誰もが迅速、的確に応急措置を行えるよう自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた救急法等講習会を実施する。

救急法等講習会	総合振興局又は振興局保健環境部保健行政室又は地域保健室：26箇所
---------	----------------------------------

平成 30 年度(案)

○ 救急救命士の養成

救急救命士の養成を行う一般財団法人救急振興財団に対して運営経費等を負担するとともに、救急隊員の財団派遣について各消防機関の調整を図り、道内における救急救命士の配置を促進し、救急業務の高度化を推進する。  
また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

救急振興財団	救急隊員派遣数 1 名
--------	-------------

○ 救助・救急用資機材の整備の推進

消防機関における救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備促進及び救急救命士の養成を図る。

○ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防防災ヘリコプターによる救急搬送体制の充実を図り、本道の広域性を考慮した航空消防防災体制の整備を推進する。

消防防災ヘリコプターの運航・管理	丘珠空港 1 機
------------------	----------

○ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速道路インターチェンジ等が所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道における消防、救急及び救助業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、事故対策訓練などを実施する。  
なお、高速道路内での事故等による救急医療活動を支援するため、ヘリポート着陸訓練等を実施する。(東日本高速道路(株)の整備済箇所：輪厚PA(下り)、岩見沢SA(上り)、由仁PA(上り)、むかわ穂別IC)

北海道高速自動車国道事故等対策訓練の実施	北海道、北海道警察、東日本高速道路(株)、全国消防長会北海道支部
----------------------	----------------------------------

平成29年度

○ 救急救命士の養成

救急救命士の養成を行う一般財団法人救急振興財団に対して運営経費等を負担するとともに、救急隊員の財団派遣について各消防機関の調整を図り、道内における救急救命士の配置を促進し、救急業務の高度化を推進する。  
また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

救急振興財団	救急隊員派遣数 1 名
--------	-------------

○ 救助・救急用資機材の整備の推進

消防機関における救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備促進及び救急救命士の養成を図る。

○ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防防災ヘリコプターによる救急搬送体制の充実を図り、本道の広域性を考慮した航空消防防災体制の整備を推進する。

消防防災ヘリコプターの運航・管理	丘珠空港 1 機
------------------	----------

○ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速道路インターチェンジ等が所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道における消防、救急及び救助業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、事故対策訓練などを実施する。  
なお、高速道路内での事故等による救急医療活動を支援するため、ヘリポート着陸訓練等を実施する。(東日本高速道路(株)の整備済箇所：輪厚PA(下り)、岩見沢SA(上り)、由仁PA(上り)、むかわ穂別IC)

北海道高速自動車国道事故等対策訓練の実施	北海道、北海道警察、東日本高速道路(株)、全国消防長会北海道支部
----------------------	----------------------------------

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、高速道路交通警察隊）]</p> <p>○ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>高速道路インターチェンジ等が所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道等における消防、救急業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、交通事故対策訓練などを実施する。</p> <p>○ 現場急行支援システムの整備</p> <p>緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減等のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備に努める。</p> <p>○ 緊急通報システムの整備</p> <p>交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）の普及を図る。</p> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <p>○ 高速道路インターチェンジの所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道における消防、救急及び救助業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、事故対策訓練などを実施する。</p> <p>(2) 救急医療体制の整備</p> <p>[北海道（保健福祉部地域医療推進局地域医療課）]</p> <p>○ 救急医療機関等の整備</p> <p>休日・夜間における軽症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療とし</p>	<p>○ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。</p> <p>[北海道警察（交通部交通規制課、高速道路交通警察隊）]</p> <p>○ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>高速道路インターチェンジの所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道等における消防、救急業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、交通事故対策訓練などを実施する。</p> <p>○ 現場急行支援システムの整備</p> <p>緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減等のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備に努める。</p> <p>○ 緊急通報システムの整備</p> <p>交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）の普及を図る。</p> <p>[NEXCO東日本（北海道支社道路管制センター交通管理課）]</p> <p>○ 高速道路インターチェンジの所在する市町村及び関係機関が連携を密にして、道内の高速自動車国道における消防、救急及び救助業務の円滑かつ適正な推進を図るため、消防機関等と合同で、事故対策訓練などを実施する。</p> <p>(2) 救急医療体制の整備</p> <p>[北海道（保健福祉部地域医療推進局地域医療課）]</p> <p>○ 救急医療機関等の整備</p> <p>休日・夜間における軽症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療とし</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>て、休日夜間急患センター及び在宅当番医制による診療体制を推進する。</p> <p><b>休日夜間診療確保事業</b></p> <p>また、二次救急医療として、重症患者の入院医療を確保する救急告示医療機関や病院群輪番制の実施を推進するとともに、三次救急医療として、頭部損傷等の重篤救急患者に対して、高度診療機能を有する救命救急センターの充実を図る。</p> <p><b>救命救急センター運営費補助事業</b></p> <p>さらに、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをインターネットで結ぶ情報ネットワークにより、救急医療に必要な医療機関情報を提供する。</p> <p><b>救急医療情報システム事業</b></p> <p>○ 救急医療担当医師への支援</p> <p>医療機関が救急勤務医等に支給する手当に対して助成をすることで、救急医等の処遇改善を図り、救急医療体制を維持・継続する。</p> <p><b>救急勤務医・産科医等確保支援事業</b></p> <p>○ ドクターヘリ事業の推進</p> <p>救急医療用の医療機器等を装備し、救急医療の専門医、看護師が同乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うドクターヘリの運航により、一刻を争う重篤救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。</p> <p><b>ドクターヘリ整備事業（道央、道東、道北、道南ドクターヘリを運航）</b></p> <p>※（脚注） <u>初期</u>救急：軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療</p> <p><b>（3）救急関係機関の協力関係の確保等</b> [北海道（総務部危機対策局危機対策課）]</p> <p>○ 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関と消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関相互の受入・連絡体制の強化を図る。</p>	<p>て、休日夜間急患センター及び在宅当番医制による診療体制を推進する。</p> <p>また、二次救急医療として、重症患者の入院医療を確保する救急告示医療機関や病院群輪番制の実施を推進するとともに、三次救急医療として、頭部損傷等の重篤救急患者に対して、高度診療機能を有する救命救急センターの充実を図る。</p> <p>さらに、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをインターネットで結ぶ情報ネットワークにより、救急医療に必要な医療機関情報を提供する。</p> <p>○ 救急医療担当医師への支援</p> <p>医療機関が救急勤務医等に支給する手当に対して助成をすることで、救急医等の処遇改善を図り、救急医療体制を維持・継続する。</p> <p><b>救急勤務医・産科医等確保支援事業</b></p> <p>○ ドクターヘリ事業の推進</p> <p>救急医療用の医療機器等を装備し、救急医療の専門医、看護師が同乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うドクターヘリの運航により、一刻を争う重篤救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。</p> <p><b>ドクターヘリ事業（道央、道東、道北、道南ドクターヘリを運航）</b></p> <p>※（脚注） <u>一次</u>救急：軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療</p> <p><b>（3）救急関係機関の協力関係の確保等</b> [北海道（総務部危機対策局危機対策課）]</p> <p>○ 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関と消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関相互の受入・連絡体制の強化を図る。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>また、救急隊員が行う搬送途上等における応急処置等の質の確保・向上を図るため、携帯電話等を活用し、搬送途上において医師との直接交信により指示、指導・助言を受ける等、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。</p> <p>7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進</p> <p>(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底 [北海道運輸局（自動車交通部 旅客第一課）]</p> <p>○ 「自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）」は強制加入の制度であるが、特に車検制度の無い原動機付自転車・軽二輪自動車（総排気量 250cc 以下）においては、期限切れ・掛け忘れのまま運行している使用者が散見される。このため保険（共済）制度の広報活動・街頭などでの取締により、保険（共済）制度の概要と重要性を幅広く啓発する。</p> <p>ア 無保険（無共済）車の監視活動を実施し、個別に指導を行う。</p> <div data-bbox="353 759 1104 799" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無保険（無共済）車指導員：全道で 10 人任命</div> <p>イ 街頭取締を実施し、無保険（無共済）車に対して指導する。</p> <div data-bbox="353 884 1104 924" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無保険（無共済）車街頭取締補助員：全道で 9 人任命</div> <p>ウ ポスター掲示、リーフレットの配付などにより、保険（共済）制度の広報活動を実施し、一般道民に対して制度の重要性を周知することによって、加入の徹底を図る。</p> <div data-bbox="353 1091 1104 1171" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「平成 30 年度 自賠責制度 P R」の実施 (平成 30 年 9 月を全国統一の重点期間として予定)</div> <p>エ 自賠責保険（共済）制度に関するホームページにおいて、制度の基本事項や被害者救済対策の現状等を掲載し、啓発する。</p> <p>[自動車総合安全情報]</p> <div data-bbox="353 1378 1104 1418" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/</a></div>	<p>また、救急隊員が行う搬送途上等における応急処置等の質の確保・向上を図るため、携帯電話等を活用し、搬送途上において医師との直接交信により指示、指導・助言を受ける等、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。</p> <p>7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進</p> <p>(1) 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底 [北海道運輸局（自動車交通部 旅客第一課）]</p> <p>○ 「自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）」は強制加入の制度であるが、特に車検制度の無い原動機付自転車・軽二輪自動車（総排気量 250cc 以下）においては、期限切れ・掛け忘れのまま運行している使用者が散見される。このため保険（共済）制度の広報活動・街頭などでの取締により、保険（共済）制度の概要と重要性を幅広く啓発する。</p> <p>ア 無保険（無共済）車の監視活動を実施し、個別に指導を行う。</p> <div data-bbox="1279 759 2029 799" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無保険（無共済）車指導員：全道で 10 人任命</div> <p>イ 街頭取締を実施し、無保険（無共済）車に対して指導する。</p> <div data-bbox="1279 884 2029 924" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無保険（無共済）車街頭取締補助員：全道で 9 人任命</div> <p>ウ ポスター掲示、リーフレットの配付などにより、保険（共済）制度の広報活動を実施し、一般道民に対して制度の重要性を周知することによって、加入の徹底を図る。</p> <div data-bbox="1279 1091 2029 1171" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「平成 29 年度 自賠責制度 P R」の実施 (平成 29 年 9 月を全国統一の重点期間として予定)</div> <p>エ 自賠責保険（共済）制度に関するホームページにおいて、制度の基本事項や被害者救済対策の現状等を掲載し、啓発する。</p> <p>[自動車総合安全情報]</p> <div data-bbox="1279 1378 2029 1418" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/</a></div>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>(2) 損害賠償の請求についての援助等 [北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道交通事故相談所の運営 道庁1階に北海道交通事故相談所を設置し、選任の相談員を配置して、面接、電話の相談に応じるほか、総合振興局や市町村において巡回相談を実施する。 北海道交通事故相談所（北海道庁本庁舎1階）：相談員5人（交代制）</li> </ul> <p>[北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損害賠償請求の援助活動等の推進 交通事故被害者に対する適正かつ迅速な援助の一助とするため、保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子、パンフレット等により、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</li> </ul> <p>(3) 交通事故被害者支援の充実強化 [北海道運輸局（交通政策部消費者行政・情報課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通事故被害者への支援 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</li> </ul> <p>[北海道（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通遺児及び遺児家庭<u>などのひとり親家庭</u>に対し、に対し、母子・父子自立支援員及び家庭相談員による相談活動並びに生活資金等各種貸付制度を活用した<u>支援</u>を行う。</li> </ul>	<p>(2) 損害賠償の請求についての援助等 [北海道（環境生活部くらし安全局道民生活課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道交通事故相談所の運営 道庁1階に北海道交通事故相談所を設置し、選任の相談員を配置して、面接、電話の相談に応じるほか、総合振興局や市町村において巡回相談を実施する。 北海道交通事故相談所（北海道庁本庁舎1階）：相談員5人（交代制）</li> </ul> <p>[北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損害賠償請求の援助活動等の推進 交通事故被害者に対する適正かつ迅速な援助の一助とするため、保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子、パンフレット等により、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</li> </ul> <p>(3) 交通事故被害者支援の充実強化 [北海道運輸局（交通政策部消費者行政・情報課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通事故被害者への支援 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</li> </ul> <p>[北海道（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通遺児及び遺児家庭に対し、母子・父子自立支援員及び家庭相談員による相談活動並びに生活資金等各種貸付制度を活用した<u>援護</u>を行う。</li> </ul>



平成 30 年度(案)

母子・父子寡婦福祉資金の貸付け	母子・父子寡婦福祉資金貸付金は、技能習得資金、修業資金、修学資金など12種類あり、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦や児童等の就労に必要な知識技能習得のために必要な費用、児童の高校、大学等への進学費用等の貸付を行う。
-----------------	--

[北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）]

- 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
 

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援や、警察署、交通安全活動推進センター員等による交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進するほか、関係機関及び民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。

ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の適正な運用を図るとともに、加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

更に、警察本部交通捜査課の被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応について教養を徹底する。

8 研究開発及び調査研究の充実

(1) 道路交通安全に関する研究開発の推進

[北海道警察（交通部交通企画課）]

- 多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に關す

平成29年度

母子・父子寡婦福祉資金の貸付け	母子・父子寡婦福祉資金には、技能習得資金、修業資金、修学資金など12種類の貸付けがあり、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦や児童等の就労に必要な知識技能習得のために必要な費用、児童の高校、大学への進学費用等を援助する。
-----------------	---

[北海道警察（交通部交通企画課、交通部交通捜査課）]

- 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
 

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援をはじめとした施策を推進し、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、更に、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の適正な運用を図るとともに、加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

更に、警察本部交通捜査課の被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応について教養を徹底する。

8 研究開発及び調査研究の充実

(1) 道路交通安全に関する研究開発の推進

[北海道警察（交通部交通企画課）]

- 多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に關す

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>る傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。</p> <p>(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 [北海道警察 (交通部交通企画課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、統計分析及び事例分析の深化を図るとともに、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。</li> </ul>	<p>る傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。</p> <p>(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 [北海道警察 (交通部交通企画課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、統計分析及び事例分析の深化を図るとともに、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="203 196 499 223"><b>第 2 章 鉄道交通の安全</b></p> <p data-bbox="203 236 470 263"><b>1 鉄道交通環境の整備</b></p> <p data-bbox="203 276 566 303"><b>(1) 鉄道施設等の安全性の向上</b></p> <p data-bbox="203 316 387 343">[北海道運輸局]</p> <p data-bbox="232 355 1106 587">○ 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するよう指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p data-bbox="255 600 1106 710">また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。</p> <p data-bbox="255 722 1106 833">更に、駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。</p> <p data-bbox="203 887 360 914">[JR北海道]</p> <p data-bbox="232 927 1106 1078">○ 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、自然災害へ対応するため、線路防災設備等の整備、駅部等の耐震性の強化等の取組を実施する。さらに、駅施設等について、ホームからの転落防止について検討を進めるほか、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮したバリアフリー化を推進する。</p> <p data-bbox="255 1091 1106 1201">また、車両や地上設備を整備し安全基盤を強化するため、予防保全の考え方に基づく保全体制の確立に向け、車両や地上設備の長期的な保守計画の策定や検査手法の見直し等を進める。</p> <p data-bbox="255 1214 1106 1324">軌道設備の安全性向上策としては、札幌～釧路間におけるPCマクラギ化を継続して実施するほか、レールシェリング対策として、レール交換を実施するとともに、軌道の重軌条化、道床交換を進める。</p> <p data-bbox="255 1337 1106 1406">車両故障対策としては、<u>老朽化が進行しているキハ40形気動車を更新するため、新製したH100形電気式気動車の量産先行車両の各種性能試験を実施</u></p>	<p data-bbox="1131 196 1426 223"><b>第 2 章 鉄道交通の安全</b></p> <p data-bbox="1131 236 1397 263"><b>1 鉄道交通環境の整備</b></p> <p data-bbox="1131 276 1494 303"><b>(1) 鉄道施設等の安全性の向上</b></p> <p data-bbox="1131 316 1314 343">[北海道運輸局]</p> <p data-bbox="1160 355 2033 587">○ 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するよう指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p data-bbox="1182 600 2033 710">また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。</p> <p data-bbox="1182 722 2033 833">更に、駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。</p> <p data-bbox="1131 887 1288 914">[JR北海道]</p> <p data-bbox="1160 927 2033 1078">○ 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、自然災害へ対応するため、線路防災設備等の整備、駅部等の耐震性の強化等の取組を実施する。さらに、駅施設等について、ホームからの転落防止について検討を進めるほか、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮したバリアフリー化を推進する。</p> <p data-bbox="1182 1091 2033 1201">また、車両や地上設備を整備し安全基盤を強化するため、予防保全の考え方に基づく保全体制の確立に向け、車両や地上設備の長期的な保守計画の策定や検査手法の見直し等を進める。</p> <p data-bbox="1182 1214 2033 1324">軌道設備の安全性向上策としては、札幌～釧路間におけるPCマクラギ化を継続して実施するほか、レールシェリング対策として、レール交換を実施するとともに、軌道の重軌条化、道床交換を進める。</p> <p data-bbox="1182 1337 2033 1406">車両事故対策としては、<u>特急気動車等の重要機器の取替えや車両の修繕工事の強化を進めるとともに、261系特急気動車を新製投入する。</u></p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>するほか、261系特急気動車を新製投入、電車・気動車の重要機器の取替えを推進する。</p> <p>《 表 27 》</p> <p>[道南いさりび鉄道 (運輸部 運輸、施設、電気課)]</p> <p>○ 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、軌道整備についてはJR江差線当時に発生した貨物列車脱線事故を受け講じられた事故防止対策について当社開業後も踏襲し、保安度の高い検査基準の維持、及び脱線防止ガードの維持・管理を行う。</p> <p>また安全基盤を強化するため、予防保全の考え方にに基づき保全体制の確立に向けた、車両や地上設備の長期的な保全計画の策定や検査方法の見直し等を進める。検査結果又は老朽劣化によるトロリ線取替・電気転てつ機取替等を継続実施する。</p> <p>(2) 運転保安設備等の整備</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 技術課)]</p> <p>○ 曲線部等への速度制限機能付きATS等について、法令により整備の期限が定められたもの*の整備については、平成28年6月までに完了しているが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。</p> <p>※ 1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務づけられたもの。</p> <p>[JR北海道 (安全推進部)]</p> <p>○ 鉄道の安全性向上のための対策として、法令により整備の期限が定められた速度制限機能を有する「ATS-DN」の整備は平成28年6月までに完了しており、今後は適切な維持・運用を図る。</p> <p>2 鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p>	<p>《 表 27 》</p> <p>(2) 運転保安設備等の整備</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 技術課)]</p> <p>○ 曲線部等への速度制限機能付きATS等について、法令により整備の期限が定められたもの*の整備については、平成28年6月までに完了しているが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。</p> <p>※ 1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務づけられたもの。</p> <p>[JR北海道 (安全推進部)]</p> <p>○ 鉄道の安全性向上のための対策として、法令により整備の期限が定められた速度制限機能を有する「ATS-DN」の整備は平成28年6月までに完了しており、今後は適切な維持・運用を図る。</p> <p>2 鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>○ 運転事故の約8割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、鉄道利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、鉄道利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道利用者にホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <p>○ 鉄道沿線に近接する小学校・幼稚園等の新入学児童等を対象に鉄道の安全に関する正しい知識の普及に努める。また、北海道運輸局、関係機関の協力のもと、踏切通行者に対して事故防止の啓発活動を実施する。</p> <p>[道南いさりび鉄道（運輸部 安全推進室）]</p> <p><u>○ 自治体及び各教育委員会を通じ、沿線に近接する小学校の新入学児童等を対象に、「線路・踏切の近くで遊ばない。」等、踏切通行者の安全普及に努める。又、児童による間違った認識から「踏切非常押しボタンの扱い」があったことから、正しい知識の普及に努める。</u></p> <p><u>また、北海道運輸局及び関係機関の協力のもと、踏切通行者に対し事故防止の啓発活動を実施する。</u></p> <p>3 鉄道の安全な運行の確保</p> <p>(1) 保安監査等の実施</p> <p>[北海道運輸局（鉄道部 鉄道安全監査官）]</p> <p>○ 鉄道事業者に対し、定期的又は社会的に影響の大きい事故の発生等により保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組や施設及び車両並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて確認し、必要に応じて指導等を行う。</p>	<p>○ 運転事故の約8割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、鉄道利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、鉄道利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道利用者にホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <p>○ 鉄道沿線に近接する小学校・幼稚園等の新入学児童等を対象に鉄道の安全に関する正しい知識の普及に努める。また、北海道運輸局、関係機関の協力のもと、踏切通行者に対して事故防止の啓発活動を実施する。</p> <p>3 鉄道の安全な運行の確保</p> <p>(1) 保安監査等の実施</p> <p>[北海道運輸局（鉄道部 鉄道安全監査官）]</p> <p>○ 鉄道事業者に対し、定期的又は社会的に影響の大きい事故の発生等により保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組や施設及び車両並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて確認し、必要に応じて指導等を行う。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>また、ＪＲ北海道問題に関しては、ＪＲ北海道に対する事業改善命令及び監督命令の「ＪＲ北海道が講ずべき措置」について、命令事項の実行性を確保するため、その取組み状況等を確認する保安監査を継続的に実施する。</p> <p>(2) 運転士の資質の保持 [北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</li> </ul> <p>[ＪＲ北海道（安全推進部）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理規程に基づく指導訓練の実施状況の把握及び指導を行うほか、鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練の充実を図るとともに、教育成果の一層の向上を図る。</li> <li>○ 乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、科学的な適性検査を定期的実施する。</li> <li>○ 乗務員の基本動作の励行、服務規律の遵守の徹底、就業時における点呼等による心身状況の把握等を確実に実施する。</li> <li>○ 社員の自立を促す教育・思考・訓練として各種シミュレーターを活用した乗務員の訓練を実施する。</li> </ul> <p>[道南いさりび鉄道（運輸部 運輸課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>運転士の当社線特有の業務実態を把握した指導及び教育訓練の実施により、資質の維持、向上を図る。</u></li> <li>○ <u>運転士の適性の維持に向け、定期的に適性検査を実施する。</u></li> <li>○ <u>異常時における対応能力向上に向けたシミュレータ訓練を計画的に実施する。</u></li> </ul>	<p>また、ＪＲ北海道問題に関しては、ＪＲ北海道に対する事業改善命令及び監督命令の「ＪＲ北海道が講ずべき措置」について、命令事項の実行性を確保するため、その取組み状況等を確認する保安監査を継続的に実施する。</p> <p>(2) 運転士の資質の保持 [北海道運輸局（鉄道部 安全指導課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</li> </ul> <p>[ＪＲ北海道（安全推進部）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理規程に基づく指導訓練の実施状況の把握及び指導を行うほか、鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練の充実を図るとともに、教育成果の一層の向上を図る。</li> <li>○ 乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、科学的な適性検査を定期的実施する。</li> <li>○ 乗務員の基本動作の励行、服務規律の遵守の徹底、就業時における点呼等による心身状況の把握等を確実に実施する。</li> <li>○ 社員の自立を促す教育・思考・訓練として各種シミュレーターを活用した乗務員の訓練を実施する。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。更に、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</li> </ul> <p>[JR北海道 (安全推進部)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道運輸局から得られた他社の事故事例等の情報を社内で共有し、事故防止に活用していくとともに、「ヒヤリ・ハット」活動を再構築し、事故を未然に防ぐための情報の共有化を図っていく。</li> </ul> <p><u>[道南いさりび鉄道 (運輸部 安全推進室)]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>北海道運輸局及び日本民営鉄道協会等から得られた事故事例の情報を社内で水平展開し、系統ごとに事例検討会を実施する。</u></li> </ul> <p>(4) 気象情報等の充実</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業者に対して、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努めるよう指導する。</li> </ul> <p>[札幌管区気象台]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道交通の安全に係りの深い台風、大雨、大雪、<u>暴風雪、暴風、竜巻等の激しい突風、霧、高潮、地震、津波、火山噴火等の自然現象に対して、関係機関及び乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報 (注意報を含む)、警報並びに情報等を適時・適切に発表・伝達して事故の防止・軽減に努める。</u></li> </ul>	<p>(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。更に、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</li> </ul> <p>[JR北海道 (安全推進部)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道運輸局から得られた他社の事故事例等の情報を社内で共有し、事故防止に活用していくとともに、「ヒヤリ・ハット」活動を再構築し、事故を未然に防ぐための情報の共有化を図っていく。</li> </ul> <p>(4) 気象情報等の充実</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業者に対して、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努めるよう指導する。</li> </ul> <p>[札幌管区気象台]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道交通の安全に係りの深い台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、<u>強風、濃霧、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切な予報・警報等を発表・伝達するとともに、これらの情報の内容</u></li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[ J R 北海道 (安全推進部) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象台等から気象情報の早期収集・把握に努め、列車の安全を確保するとともに、安定輸送の確保に努める。</li> </ul> <p>[道南いさりび鉄道 (運輸部 運輸課) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>北海道運輸局や気象台、民間気象会社等からの気象情報の早期把握に努め、鉄道の安全輸送を確保する。</u></li> </ul> <p>(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</li> </ul> <p>[ J R 北海道 (安全推進部) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、夜間・休日における連絡体制の充実を図るとともに、列車の運行状況を的確に把握し、お客様への適切な情報提供、迅速な応急復旧による運行の確保、応急輸送体制の充実など、迅速かつ適切な措置を講ずる。</li> </ul> <p>[道南いさりび鉄道 (運輸部 安全推進室) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>列車の運行管理を委託している J R 北海道との会社間連絡体制について、各種訓練を通じて再確認を行う。夜間・休日の連絡体制については、「安全の手引き」を記載した、携帯用小冊子の中に緊急時連絡体制図を掲載する。消防・警察との連携構築のために、協定に基づき異常時訓練を行い、マニュアル・規程類の確認をする。</u></li> </ul>	<p><u>の充実と効果的な利用の促進を図る。</u></p> <p>[ J R 北海道 (安全推進部) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象台等から気象情報の早期収集・把握に努め、列車の安全を確保するとともに、安定輸送の確保に努める。</li> </ul> <p>(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応</p> <p>[北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</li> </ul> <p>[ J R 北海道 (安全推進部) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、夜間・休日における連絡体制の充実を図るとともに、列車の運行状況を的確に把握し、お客様への適切な情報提供、迅速な応急復旧による運行の確保、応急輸送体制の充実など、迅速かつ適切な措置を講ずる。</li> </ul>



平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>(6) 運輸安全マネジメント評価の実施 [北海道運輸局 (鉄道部 鉄道安全監査官)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施する。運輸安全マネジメント評価において、鉄道事業者が構築した安全管理体制の更なる向上に資する事項の評価と助言を行う。</li> </ul> <p>4 鉄道車両の安全性の確保 [北海道運輸局 (鉄道部 技術課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適宜、鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直し等を推進する。</li> </ul> <p>[JR北海道 (安全推進部)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準に則り、車両の安全性を確保する。また、重大事故の風化防止や検査品質の向上を目的とした取り組みを実施するとともに、車両品質管理体制の充実に向けた取り組みを推進する。 石勝線列車脱線火災事故の原因となった車輪踏面の損傷対策については、車輪フラット検出装置による車輪管理の徹底を図る。</li> </ul> <p>[道南いさりび鉄道 (運輸部 運輸課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>鉄道車両の保守については、車両整備及び構造に関する実施基準及び関係規程に基づいた検査を実施することにより、安全を確保する。また、過去に発生した他社の重大車両故障事象を参考に、指導訓練等で事故防止を目的とした事例検討を行い、品質向上に向けた取り組みを実施する。</u></li> </ul> <p>5 救助・救急活動の充実 [北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</li> </ul>	<p>(6) 運輸安全マネジメント評価の実施 [北海道運輸局 (鉄道部 鉄道安全監査官)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施する。運輸安全マネジメント評価において、鉄道事業者が構築した安全管理体制の更なる向上に資する事項の評価と助言を行う。</li> </ul> <p>4 鉄道車両の安全性の確保 [北海道運輸局 (鉄道部 技術課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適宜、鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直し等を推進する。</li> </ul> <p>[JR北海道 (安全推進部)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準に則り、車両の安全性を確保する。また、重大事故の風化防止や検査品質の向上を目的とした取り組みを実施するとともに、車両品質管理体制の充実に向けた取り組みを推進する。 石勝線列車脱線火災事故の原因となった車輪踏面の損傷対策については、車輪フラット検出装置による車輪管理の徹底を図る。</li> </ul> <p>5 救助・救急活動の充実 [北海道運輸局 (鉄道部 安全指導課)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故災害時における関係機関との連携・協力体制の強化を進めるとともに、津波警報等の発表時に列車または駅をご利用のお客様等の安全を確保することを目的として、自治体が公表しているハザードマップを基に設定した津波警戒区間及び津波避難場所・避難経路の周知や、避難場所案内看板を設置し、必要に応じ見直しを実施する。</li> </ul> <p>自動体外式除細動器（AED）の設置駅における普通救命講習の定期的な実施を行う。</p> <p>駅におけるバリアフリー講習会の内容の充実等によりお客様への介助スキルの向上を図るなど、お客様が安心して利用できるサービスを提供する。</p> <p>[道南いさりび鉄道（運輸部 安全推進室）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>事故災害時において、「お客様避難誘導マニュアル」「津波対応マニュアル」に基づいた社内訓練、及び各自治体、消防、警察、JR北海道と連携した訓練を実施する。各駅に津波警報等の発表時に列車または駅をご利用のお客様等の安全を確保する目的として掲示している「避難経路・避難場所」について、必要に応じて見直しを行う。</u></li> <li>○ <u>消防の協力のもと、社員を対象にAEDを活用した普通救命講習を定期的に行う。</u></li> </ul> <p>6 被害者支援の推進</p> <p>[北海道運輸局（交通政策部消費者行政・情報課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）</li> </ul>	<p>また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故災害時における関係機関との連携・協力体制の強化を進めるとともに、津波警報等の発表時に列車または駅をご利用のお客様等の安全を確保することを目的として、自治体が公表しているハザードマップを基に設定した津波警戒区間及び津波避難場所・避難経路の周知や、避難場所案内看板を設置し、必要に応じ見直しを実施する。</li> </ul> <p>自動体外式除細動器（AED）の設置駅における普通救命講習の定期的な実施を行う。</p> <p>駅におけるバリアフリー講習会の内容の充実等によりお客様への介助スキルの向上を図るなど、お客様が安心して利用できるサービスを提供する。</p> <p>6 被害者支援の推進</p> <p>[北海道運輸局（交通政策部消費者行政・情報課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置した。同支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）</li> </ul>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。(再掲)</p> <p><b>7 鉄道事故等の原因究明と再発防止</b>  <b>[北海道運輸局(鉄道部 安全指導課)]</b></p> <p>○ 鉄道事故及び鉄道事故の兆候(鉄道重大インシデント)の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努める。より高度な原因究明を行うため、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により、調査手法に関する研究をより一層深化し、その成果を原因の究明に反映させる。</p> <p><b>[JR北海道(安全推進部)]</b></p> <p>○ 日々の輸送の安全を確保しつつ、国土交通大臣からの輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令による措置を講ずるための計画に基づき、安全性向上の取り組みを、全社員一丸となって推進するとともに、第三者による外部からの視点でご意見をいただくために設置した「JR北海道再生推進会議」に安全性向上の取り組みを報告し、助言・提言をいただきながら確実に推進する。</p> <p>また、平成 26 年に見直した事故報告に関する社内規程に基づき、鉄道運転事故、鉄道運転事故に至る恐れがあった事象等安全に関するリスクが高い事象について徹底して原因究明を行い、その結果を再発防止対策の検討に反映する。</p> <p><b>[道南いさりび鉄道(運輸部 安全推進室)]</b></p> <p>○ <u>社員の安全意識醸成のため、「安全の手引き」を策定し、「安全管理体制の構築」「安全確保のための取り組み」について、社員教育を定期的に行う。原因究明と再発防止については、北海道運輸局で行われる研修に参加するとともに、過去の事故事例を分析し必要な対策をとるための勉強会を開催する。</u></p>	<p>等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。(再掲)</p> <p><b>7 鉄道事故等の原因究明と再発防止</b>  <b>[北海道運輸局(鉄道部 安全指導課)]</b></p> <p>○ 鉄道事故及び鉄道事故の兆候(鉄道重大インシデント)の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努める。より高度な原因究明を行うため、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により、調査手法に関する研究をより一層深化し、その成果を原因の究明に反映させる。</p> <p><b>[JR北海道(安全推進部)]</b></p> <p>○ 日々の輸送の安全を確保しつつ、国土交通大臣からの輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令による措置を講ずるための計画に基づき、安全性向上の取り組みを、全社員一丸となって推進するとともに、第三者による外部からの視点でご意見をいただくために設置した「JR北海道再生推進会議」に安全性向上の取り組みを報告し、助言・提言をいただきながら確実に推進する。</p> <p>また、平成 26 年に見直した事故報告に関する社内規程に基づき、鉄道運転事故、鉄道運転事故に至る恐れがあった事象等安全に関するリスクが高い事象について徹底して原因究明を行い、その結果を再発防止対策の検討に反映する。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p data-bbox="203 196 633 223"><b>第3章 踏切道における交通の安全</b></p> <p data-bbox="203 236 1048 263"><b>1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</b></p> <p data-bbox="203 276 591 303">[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]</p> <p data-bbox="232 316 1108 464">○ 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p data-bbox="255 480 1108 587">加えて、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p data-bbox="255 603 1108 671">また、歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。</p> <p data-bbox="255 687 1108 756">以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p data-bbox="203 807 517 834">[JR北海道（安全推進部）]</p> <p data-bbox="232 847 1108 916">○ 立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。</p> <p data-bbox="255 932 1108 1080">また、遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。</p> <p data-bbox="255 1096 1108 1165">以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化による「抜本対策」との両輪による総合的な対策を推進する。</p> <p data-bbox="203 1216 651 1243">[道南いさりび鉄道（運輸部 電気課）]</p> <p data-bbox="232 1256 1108 1323">○ <u>緊急対策踏切に指定された、七重浜道路踏切については関係自治体との協議を継続実施する。</u></p>	<p data-bbox="1128 196 1559 223"><b>第3章 踏切道における交通の安全</b></p> <p data-bbox="1128 236 1973 263"><b>1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</b></p> <p data-bbox="1128 276 1516 303">[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]</p> <p data-bbox="1158 316 2033 464">○ 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p data-bbox="1180 480 2033 587">加えて、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p data-bbox="1180 603 2033 671">また、歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。</p> <p data-bbox="1180 687 2033 756">以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p data-bbox="1128 807 1442 834">[JR北海道（安全推進部）]</p> <p data-bbox="1158 847 2033 916">○ 立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。</p> <p data-bbox="1180 932 2033 1080">また、遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。</p> <p data-bbox="1180 1096 2033 1165">以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化による「抜本対策」との両輪による総合的な対策を推進する。</p>

平成 30 年度(案)

平成29年度

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]

[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]

○ 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

○ 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備等を推進する。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備等を推進する。

[JR北海道（安全推進部）]

[JR北海道（安全推進部）]

○ 交通量の多い踏切道については、道路交通、事故の発生状況等を勘案して、警報灯の全方向化等の事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を計画するほか、踏切内でトラブルが生じた際に列車との衝突を未然に回避する目的で設置している支障報知装置の鉄道信号を炎管からLED式へ更新する取り組みを推進する。

○ 交通量の多い踏切道については、道路交通、事故の発生状況等を勘案して、警報灯のオーバーハング化等の事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を計画するほか、踏切内でトラブルが生じた際に列車との衝突を未然に回避する目的で設置している支障報知装置の鉄道信号を炎管からLED式へ更新する取り組みを推進する。

また、踏切設備の保安度向上を推進する。

また、踏切設備の保安度向上を推進する。

障害物検知装置新設	1箇所
踏切設備の保安度向上	62箇所

障害物検知装置新設	1箇所
踏切設備の保安度向上	56箇所

大型車交通規制の実施について道路管理者等との協議を行う。

大型車交通規制の実施について道路管理者等との協議を行う。

[道南いさりび鉄道（運輸部 電気課）]

○ 踏切警報機の視認性向上のため、警報灯の全方向化を継続実施する。

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘察し、必要な交通規制を実施するとともに、見やすい道路標識・標示を設置し、視認性の向上を図る。</li> </ul> <p><b>3 踏切道の統廃合の促進</b></p> <p>[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘察して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</li> </ul> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘察して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</li> </ul> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>また、協議等により踏切の統廃合を引き続き推進する。</p> <p><u>[道南いさりび鉄道（運輸部 電気課）]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>往来実績のほとんど無い踏切（3種）について、廃止を検討する。</u></li> </ul>	<p>[北海道警察（交通部交通規制課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘察し、必要な交通規制を実施するとともに、見やすい道路標識・標示を設置し、視認性の向上を図る。</li> </ul> <p><b>3 踏切道の統廃合の促進</b></p> <p>[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘察して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</li> </ul> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘察して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</li> </ul> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p>また、協議等により踏切の統廃合を引き続き推進する。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度
<p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置</p> <p>[北海道運輸局（鉄道部 技術課・安全指導課）]</p> <p>○ 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。</p> <p>また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。</p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <p>○ 踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが大部分であるが、特に冬期間においては路面の凍結等により一旦停止できずにスリップして踏切内に進入し、列車と衝突する事故が発生する傾向にある。</p> <p>このような状況から、踏切を通行する自動車運転者や歩行者に安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等緊急措置の周知徹底を図るため、各季節の交通安全運動期間や本格的な冬期前を利用して踏切事故防止キャンペーンの実施や、毎月 23 日を「踏切の日」として踏切事故防止の啓発活動を実施する。</p> <p>[道南いさりび鉄道（運輸部 安全推進室、電気課）]</p> <p>○ <u>交通量が多い踏切や通学路に指定されている踏切に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時に列車を緊急停止させる非常押しボタンの操作等の周知を図るため、関係機関と連携し、踏切事故防止キャンペーンを行う。</u></p>	<p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置</p> <p>[北海道運輸局（鉄道部 技術課）]</p> <p>○ 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、<u>車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。</u></p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。</p> <p>また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。</p> <p><u>このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。</u></p> <p>[JR北海道（安全推進部）]</p> <p>○ 踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが大部分であるが、特に冬期間においては路面の凍結等により一旦停止できずにスリップして踏切内に進入し、列車と衝突する事故が発生する傾向にある。</p> <p>このような状況から、踏切を通行する自動車運転者や歩行者に安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等緊急措置の周知徹底を図るため、各季節の交通安全運動期間や本格的な冬期前を利用して踏切事故防止キャンペーンの実施や、毎月 23 日を「踏切の日」として踏切事故防止の啓発活動を実施する。</p>

平成 30 年度(案)	平成29年度